

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長 殿
【提出日】	平成26年11月11日提出
【計算期間】	第5特定期間 （自 平成26年2月18日 至 平成26年8月18日）
【ファンド名】	アジア高利回り社債ファンド（為替ヘッジあり／毎月決算型）
【発行者名】	大和証券投資信託委託株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 白川 真
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
【事務連絡者氏名】	山部 努
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
【電話番号】	03-5555-3111
【縦覧に供する場所】	該当ありません。

第一部 【ファンド情報】

第1 【ファンドの状況】

1 【ファンドの性格】

(1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行ないます。一般社団法人投資信託協会による商品分類・属性区分は、次のとおりです。

商品分類	単位型投信・追加型投信	追加型投信
	投資対象地域	海外
	投資対象資産(収益の源泉)	債券
属性区分	投資対象資産	その他資産（投資信託証券（債券 社債 低格付債））
	決算頻度	年12回（毎月）
	投資対象地域	アジア
	投資形態	ファンド・オブ・ファンズ
	為替ヘッジ	為替ヘッジあり（フルヘッジ）

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

(注1) 商品分類の定義

- ・「追加型投信」…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンド
- ・「海外」…目論見書または投資信託約款（以下「目論見書等」といいます。）において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるもの
- ・「債券」…目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるもの

(注2) 属性区分の定義

- ・「その他資産」…組入れている資産
- ・「債券 社債」…目論見書等において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるもの
- ・「低格付債」…目論見書等において、特にクレジットに対して明確な記載があるもの
- ・「年12回（毎月）」…目論見書等において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるもの
- ・「アジア」…目論見書等において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
- ・「ファンド・オブ・ファンズ」…「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズ
- ・「為替ヘッジあり」…目論見書等において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行なう旨の記載があるもの

商品分類表

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型投信	国 内	株 式
追加型投信	海 外	債 券
	内 外	不動産投信
		その他資産 ()
		資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル		
一般		日本		
大型株	年2回	北米		
中小型株		欧州	ファミリー ファンド	あり (フルヘッジ)
債券	年4回	アジア		
一般	年6回 (隔月)	オセアニア		
公債		中南米		
社債	年12回 (毎月)	アフリカ	ファンド・オブ・ ファンズ	なし
その他債券		中近東 (中東)		
クレジット属性 ()	日々	エマージング		
不動産投信	その他 ()			
その他資産 (投資信託証券)				
(債券 社債 低格付債)				
資産複合 ()				
資産配分固定型				
資産配分変更型				

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

※商品分類・属性区分の定義について、くわしくは、一般社団法人投資信託協会のホームページ（アドレス <http://www.toushin.or.jp/>）をご参照下さい。

<信託金の限度額>

- ・委託会社は、受託会社と合意のうえ、1,500億円を限度として信託金を追加することができます。
- ・委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

<ファンドの特色>

1 アジアの企業が発行する高利回り社債に投資します。

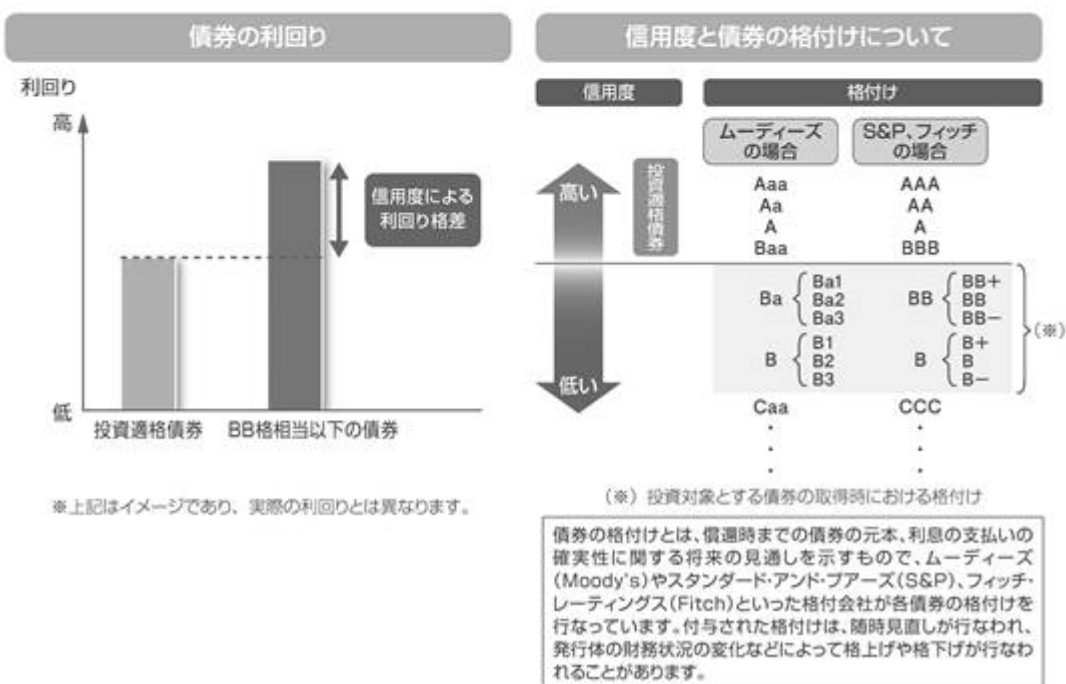
※流動性を確保するため、米ドル建ての国債および政府機関債に投資することがあります。

当ファンドにおける高利回り社債とは

- 格付けは、原則として、取得時においてB格相当以上BB格相当以下^(※)とします。

(※) ムーディーズでB3以上Ba1以下またはS&PでB-以上BB+以下もしくはフィッチでB-以上BB+以下とします。

一般に、BB格相当以下の債券は、投資適格債券（BBB格相当以上の債券）と比較して信用度が低い反面、利回りが高いという特徴があります。



当ファンドではアジアのうち、以下の国・地域を投資対象とします。

中国、香港、インドネシア、インド、韓国、スリランカ、モンゴル、マカオ、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ、台湾、ベトナム

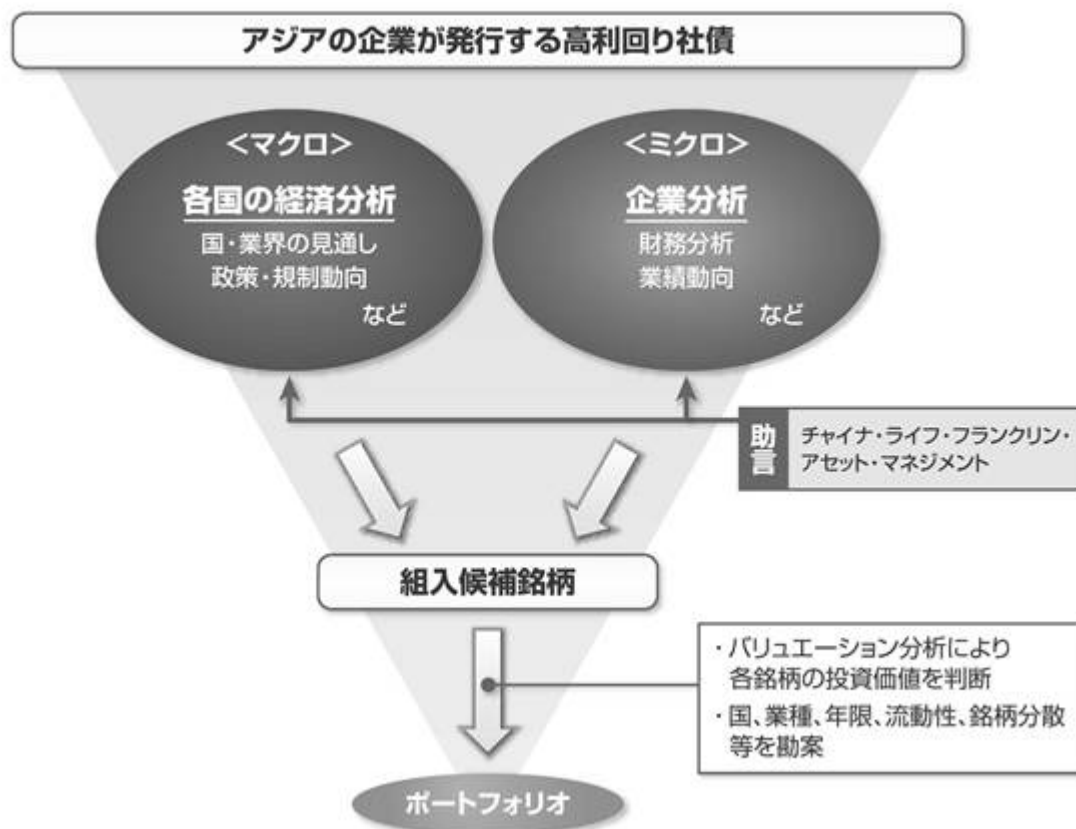
※上記は2014年9月末時点のものであり、今後変更となることがあります。

※上記すべての国・地域に投資するとは限りません。

◆ポートフォリオの構築にあたっては、以下の方針を基本とします。

- アジアの企業が発行する高利回り社債の中から、アジア各国の経済分析および企業分析を行ない、組入候補銘柄を選定します。
- バリュエーション分析により各銘柄の投資価値を判断し、国、業種、年限、流動性、銘柄分散等を勘案してポートフォリオの構築を行ないます。

ポートフォリオ構築プロセス



チャイナ・ライフ・フランクリン・アセット・マネジメントについて

- チャイナ・ライフ・フランクリン・アセット・マネジメント[China Life Franklin Asset Management]は、チャイナ・ライフ・アセット・マネジメントの香港における運用拠点として2005年に設立され、中国企業などを投資対象とする資産運用を行っています。
- チャイナ・ライフ・アセット・マネジメントは、中国生命保険大手であるチャイナ・ライフ傘下の資産運用会社であり、中国最大規模の機関投資家です。

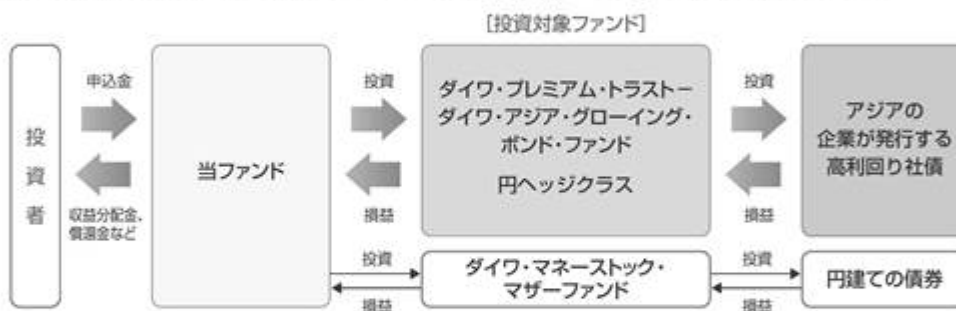
2

為替変動リスクを低減するため、為替ヘッジを行いません。

ただし、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。

ファンドの仕組み

- 当ファンドは、以下の2本の投資信託証券に投資する「ファンド・オブ・ファンズ」です。
- 外国投資信託の受益証券を通じて、アジアの企業が発行する高利回り社債に投資します。



- 当ファンドは、通常の状態では、投資対象とする外国投資信託への投資割合を高位に維持することを基本とします。

- 大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、ファンドの特色1.および2.の運用が行なわれないことがあります。

3

毎月17日（休業日の場合翌営業日）に決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。

分配方針

- ①分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。
- ②原則として、継続的な分配を行なうことを目標に分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

収益分配のイメージ



※上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

※分配金額は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

※ファンドの基準価額は変動します。投資元本、利回りが保証されているものではありません。

〔収益分配金に関する留意事項〕

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

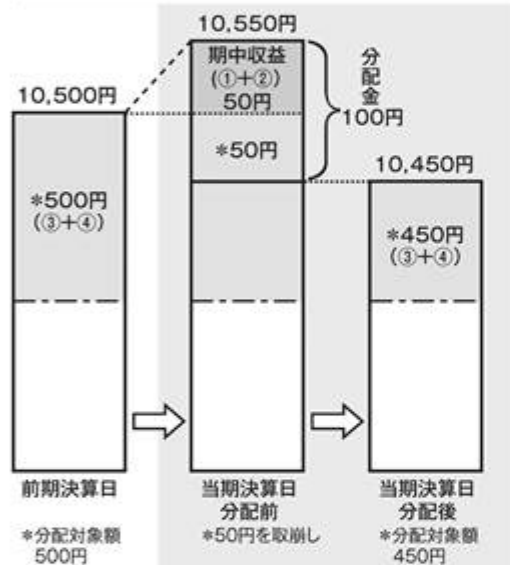
投資信託で分配金が
支払われるイメージ



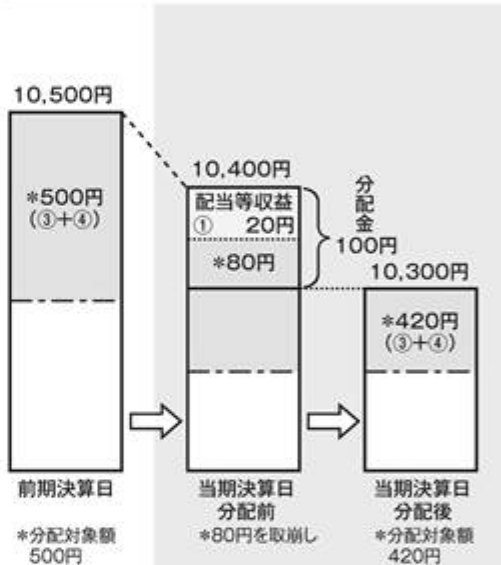
- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

（計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合）

（前期決算日から基準価額が上昇した場合）



（前期決算日から基準価額が下落した場合）

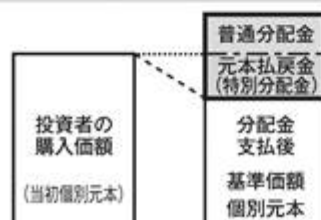


（注）分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意下さい。

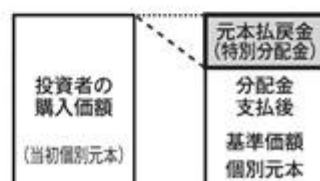
- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり率が小さかった場合も同様です。

（分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合）



※元本払戻金（特別分配金）は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金（特別分配金）部分は非課税扱いとなります。

（分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合）



普通分配金 … 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金 … 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

（注）普通分配金に対する課税については、「4 手数料等及び税金（5）課税上の取扱い」をご参照下さい。

<投資対象ファンドの概要>

- ①ケイマン籍の外国投資信託「ダイワ・プレミアム・トラスト・ダイワ・アジア・グローイング・ボンド・ファンド 円ヘッジクラス」の受益証券（円建）について

（以下「ダイワ・アジア・グローイング・ボンド・ファンド」という場合があります。）

形態/表示通貨	ケイマン籍の外国投資信託／円建
---------	-----------------

運用の基本方針	主として、アジアの企業が発行する高利回り社債に投資することにより、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行ないます。
主要投資対象	アジアの企業が発行する高利回り社債
運用方針	1. 主として、アジアの企業※が発行する高利回り社債に投資することにより、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行ないます。 ※アジアの企業とは、アジアに本社を置いている企業など、投資顧問会社がアジアの企業であると判断した企業をいいます。 2. 投資にあたっては、以下の方針を基本とします。 (a) 投資対象は、主にアジアの企業が発行する高利回り社債とします。 (b) 投資対象とする債券（国債および政府機関債を除きます。）の格付けは、原則として、取得時においてB格相当以上BB格相当以下（ムーディーズでB3以上Ba1以下またはS&PでB-以上BB+以下もしくはフィッチでB-以上BB+以下）とします。 (c) アジアの企業が発行する高利回り社債の中から、アジア各国の経済分析および企業分析を行ない、組入候補銘柄を選定します。 (d) バリュエーション分析により各銘柄の投資価値を判断し、国、業種、年限、流動性、銘柄分散等を勘案してポートフォリオの構築を行ないます。 (e) 流動性を確保するため、米ドル建ての国債および政府機関債に投資することがあります。 3. 為替変動リスクを低減するため、為替ヘッジを行ないます。
設定日	2012年3月2日
信託期間	無期限
決算日	7月の最終営業日
収益分配	原則として、毎月分配を行ないます。
管理報酬等	純資産総額に対して年率0.575%程度 この他に「ダイワ・アジア・グローイング・ボンド・ファンド」に対して、固定報酬として年額12,500米ドルがかかります。また、監査費用、弁護士費用、有価証券売買委託手数料等、ファンドの運営に必要な各種経費がかかります。
申込手数料	かかりません。
投資顧問会社	大和証券投資信託委託株式会社
投資助言会社	チャイナ・ライフ・フランクリン・アセット・マネジメント

②「ダイワ・マネースtock・マザーファンド」の受益証券について

形態／表示通貨	国内籍の証券投資信託／円建
運用の基本方針	安定した収益の確保をめざして安定運用を行ないます。
主要投資対象	円建ての債券

投資態度	①円建ての債券を中心に投資し、安定した収益の確保をめざして安定運用を行ないます。 ②円建資産への投資にあたっては、残存期間が1年未満、取得時においてA-2格相当以上の債券およびコマーシャル・ペーパーに投資することを基本とします。 ③当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。
設定日	平成22年 3月5日
信託期間	無期限
決算日	毎年12月9日（休業日の場合翌営業日）
信託報酬	かかりません。
委託会社	大和証券投資信託委託株式会社
受託会社	株式会社りそな銀行

(2) 【ファンドの沿革】

平成24年3月2日
平成25年1月30日

信託契約締結、当初自己設定、運用開始

- ・「アジア高利回り社債ファンド 現地通貨コース（毎月決算型）」を繰上償還
- ・ファンドの名称を「アジア高利回り社債ファンド 円ヘッジコース（毎月決算型）」に変更（従来は「アジア高利回り社債ファンド 現地通貨コース（毎月決算型）、アジア高利回り社債ファンド 円ヘッジコース（毎月決算型）（総称「アジア高利回り社債ファンド」）」）

平成25年2月27日

ファンドの名称を「アジア高利回り社債ファンド（為替ヘッジあり／毎月決算型）」に変更（従来は「アジア高利回り社債ファンド 円ヘッジコース（毎月決算型）」）

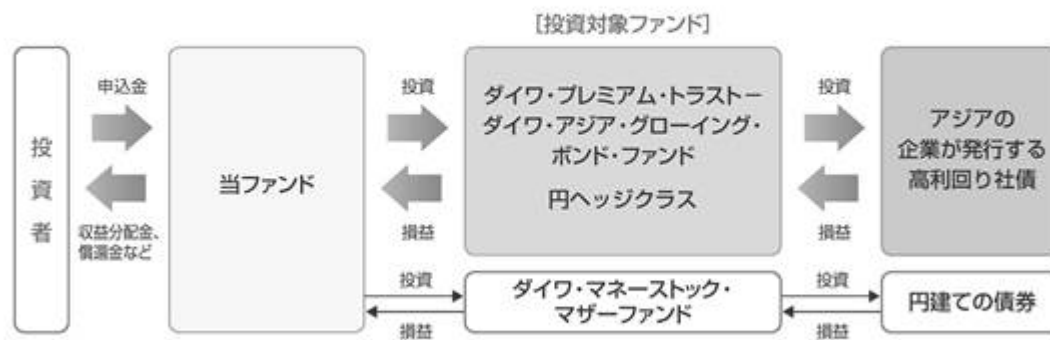
(3) 【ファンドの仕組み】

受益者	お申込者
収益分配金（注）、償還金など↑↓お申込金（※3）	
お取扱窓口	販売会社
	受益権の募集・販売の取扱い等に関する委託会社との契約（※1）に基づき、次の業務を行ないます。 ①受益権の募集の取扱い ②一部解約請求に関する事務 ③収益分配金、償還金、一部解約金の支払いに関する事務 など

◎委託会社および受託会社は、それぞれの業務に対する報酬を信託財産から収受します。また、販売会社には、委託会社から業務に対する代行手数料が支払われます。

ファンドの仕組み

- 当ファンドは、以下の2本の投資信託証券に投資する「ファンド・オブ・ファンズ」です。
- 外国投資信託の受益証券を通じて、アジアの企業が発行する高利回り社債に投資します。



<委託会社の概況（平成26年9月末日現在）>

・資本金の額 151億7,427万2,500円

・沿革

昭和34年12月12日 設立登記

昭和35年 2月17日 「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得

昭和35年 4月 1日 営業開始

昭和60年11月 8日 投資助言・情報提供業務に関する兼業承認を受ける。

平成 7年 5月31日 「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づき投資顧問業の登録を受ける。

平成 7年 9月14日 「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく投資一任契約にかかる業務の認可を受ける。

平成19年 9月30日 「金融商品取引法」の施行に伴い、同法第29条の登録を受けたものとみなされる。

（金融商品取引業者登録番号：関東財務局長（金商）第352号）

・大株主の状況

名 称	住 所	所有 株式数	比率
株式会社大和証券グループ本社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	株 2,608,525	% 100.00

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

① 主要投資対象

次の有価証券を主要投資対象とします。

1. ケイマン籍の外国投資信託「ダイワ・プレミアム・トラストーダイワ・アジア・グローイング・ボンド・ファンド 円ヘッジクラス」（以下「アジア・グローイング・ボンド・ファンド（円ヘッジクラス）」といいます。）の受益証券（円建）
2. ダイワ・マネースtock・マザーファンドの受益証券

② 投資態度

- イ. 主として、アジア・グローイング・ボンド・ファンド（円ヘッジクラス）の受益証券を通じて、アジアの企業が発行する高利回り社債に投資することにより、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行ないます。
 - ロ. 当ファンドは、アジア・グローイング・ボンド・ファンド（円ヘッジクラス）とダイワ・マネースtock・マザーファンドに投資するファンド・オブ・ファンズです。通常の状態、アジア・グローイング・ボンド・ファンド（円ヘッジクラス）への投資割合を高位に維持することを基本とします。
 - ハ. アジア・グローイング・ボンド・ファンド（円ヘッジクラス）では、為替変動リスクを低減するため、為替ヘッジを行ないます。
- ニ. 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

<投資先ファンドについて>

投資先ファンドの選定の方針は次のとおりです。

投資先ファンドの名称	ダイワ・プレミアム・トラストーダイワ・アジア・グローイング・ボンド・ファンド 円ヘッジクラス
選定の方針	主として、アジアの企業が発行する高利回り社債に投資し、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行なうファンドである。為替変動リスクを低減するため、為替ヘッジを行なう。

くわしくは「1 ファンドの性格 (1) ファンドの目的及び基本的性格 <ファンドの特色>」をご参照下さい。

(2) 【投資対象】

- ① 当ファンドにおいて投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。
 1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. 約束手形
 - ハ. 金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第5号に掲げるもの
 2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形
- ② 委託会社は、信託金を、主として、大和証券投資信託委託株式会社を委託者とし株式会社りそな銀行を受託者として締結された次の1. に掲げる親投資信託（以下「マザーファンド」といいます。）

の受益証券、次の2. に掲げる外国投資信託（以下「組入外国投資信託」といいます。）の受益証券、ならびに次の3. から5.までに掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1. ダイワ・マネースtock・マザーファンドの受益証券
2. ケイマン籍の外国投資信託「ダイワ・プレミアム・トラストーダイワ・アジア・グローイング・ボンド・ファンド 円ヘッジクラス」の受益証券（円建）
3. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
4. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前3.の証券の性質を有するもの
5. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、前1.に掲げる投資信託の受益証券および前2.に掲げる外国投資信託の受益証券を「投資信託証券」といいます。

- ③ 委託会社は、信託金を、前②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

<投資先ファンドについて>

ファンドの純資産総額の10%を超えて投資する可能性がある投資先ファンドの内容は次のとおりです。

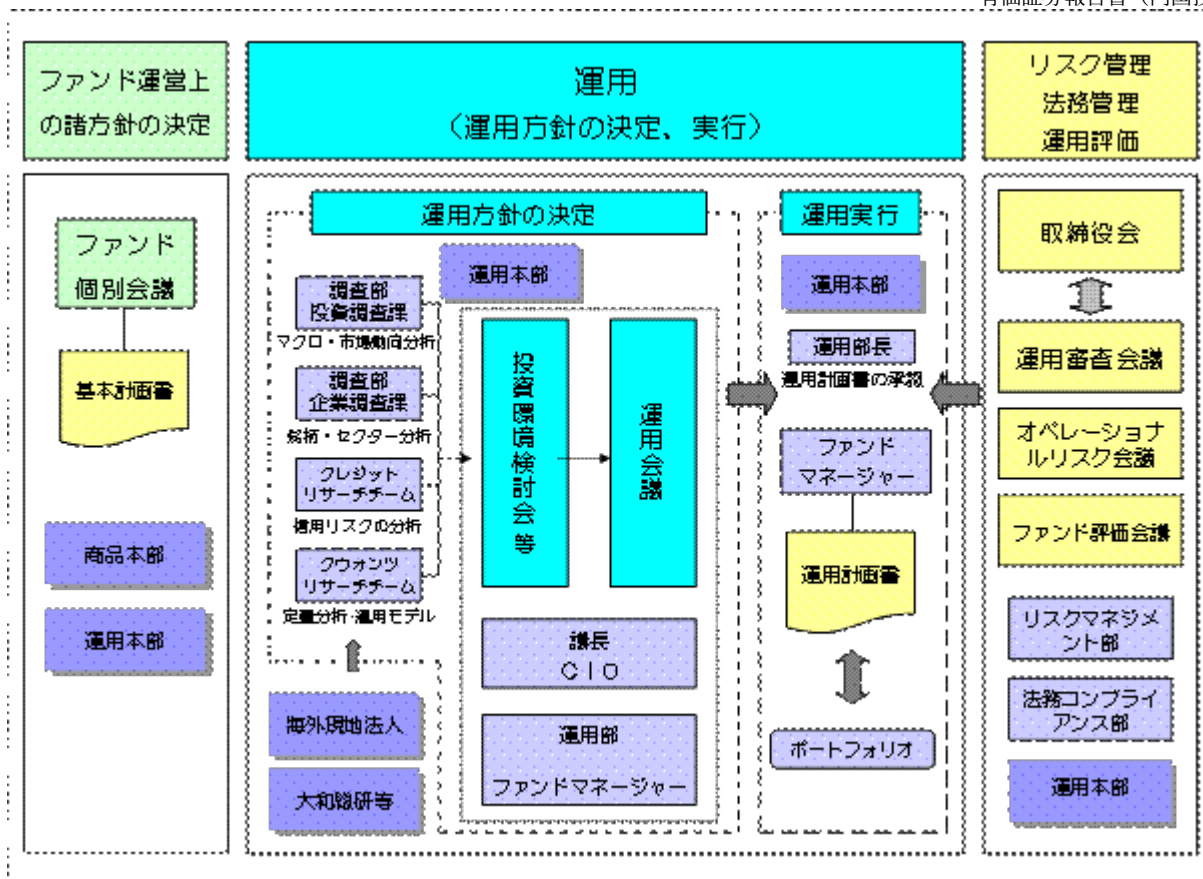
投資先ファンドの名称	ダイワ・プレミアム・トラストーダイワ・アジア・グローイング・ボンド・ファンド 円ヘッジクラス
運用の基本方針	主として、アジアの企業が発行する高利回り社債に投資することにより、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行います。為替変動リスクを低減するため、為替ヘッジを行いません。
主要な投資対象	アジアの企業が発行する高利回り社債
委託会社等の名称	投資顧問会社：大和証券投資信託委託株式会社

くわしくは「1 ファンドの性格 (1) ファンドの目的及び基本的性格 <ファンドの特色>」をご参照下さい。

(3) 【運用体制】

① 運用体制

ファンドの運用体制は、以下のとおりとなっています。



② 運用方針の決定にかかる過程

運用方針は次の過程を経て決定しております。

イ. 基本計画書の策定

ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を経営会議の分科会であるファンド個別会議において審議・決定します。

ロ. 投資環境の検討

運用最高責任者であるCIO（Chief Investment Officer）が議長となり、原則として月1回投資環境検討会を開催し、投資環境について検討します。

ハ. 基本的な運用方針の決定

CIOが議長となり、原則として月1回運用会議を開催し、基本的な運用方針を決定します。

ニ. 運用計画書の作成・承認

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で決定された基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成します。運用部長は、ファンドマネージャーから提示を受けた運用計画書について、基本計画書および運用会議の決定事項との整合性等を確認し、承認します。

③ 職務権限

ファンド運用の意思決定機能を担う運用本部において、各職位の主たる職務権限は、社内規則によって、次のように定められています。

イ. CIO（Chief Investment Officer）（1名）

運用最高責任者として、次の職務を遂行します。

- ・ファンド運用に関する組織運営
- ・ファンドマネージャーの任命・変更
- ・運用会議の議長として、基本的な運用方針の決定

- ・各ファンドの分配政策の決定
- ・代表取締役に対する随時的確な状況報告
- ・その他ファンドの運用に関する重要事項の決定

ロ. Deputy-CIO（1～5名程度）

CIOを補佐し、その指揮を受け、職務を遂行します。

ハ. インベストメント・オフィサー（1～5名程度）

CIOおよびDeputy-CIOを補佐し、その指揮を受け、職務を遂行します。

ニ. 運用部長（各運用部に1名）

ファンドマネージャーが策定する運用計画を承認します。

ホ. ファンドマネージャー

ファンドの運用計画を策定して、これに沿ってポートフォリオを構築します。

④ ファンド評価会議、運用審査会議およびオペレーショナルリスク会議

ファンド評価会議は、運用実績・運用リスクの状況について、分析・検討を行ない、運用部にフィードバックします。また、運用審査会議は、経営会議の分科会として、ファンドの運用実績を把握し評価するとともに、取締役会から権限を委任され、ファンドの運用リスクの状況・運用リスク管理等の状況についての報告を受けて、必要事項を審議・決定します。

さらに、運用が適切に行なわれたかについて、経営会議の分科会であるオペレーショナルリスク会議において法令等の遵守状況に関する報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

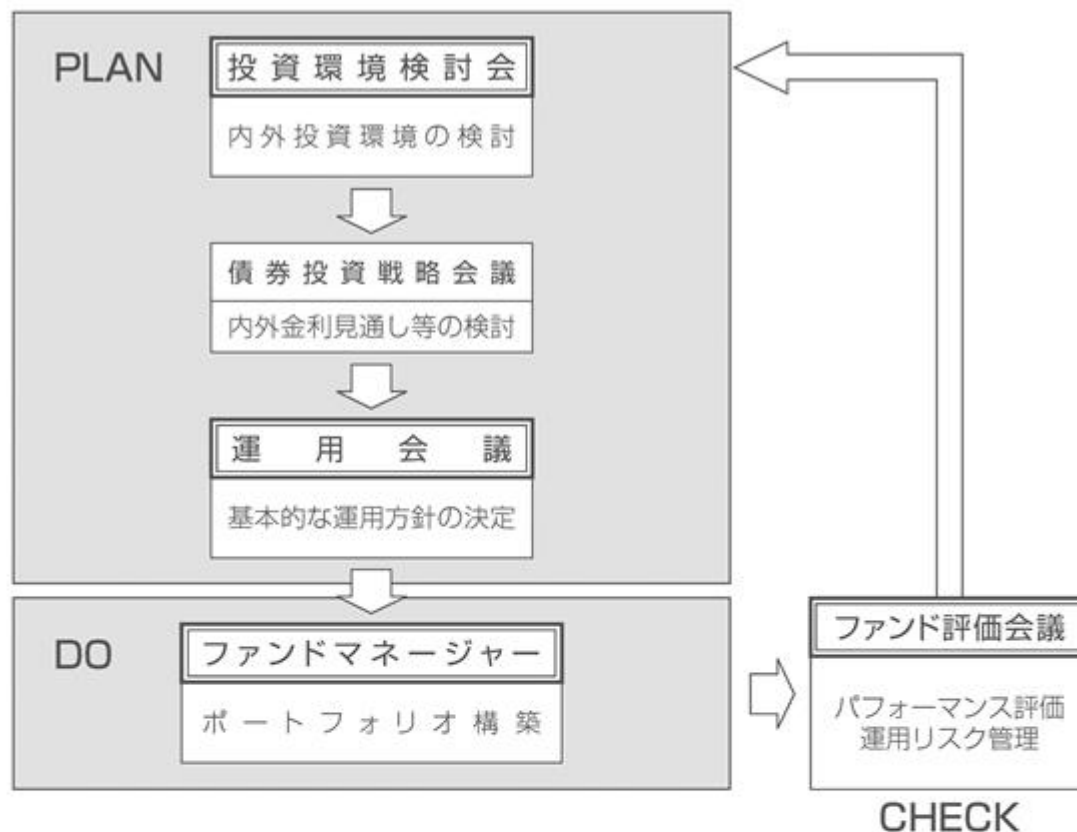
これら会議体の事務局となる内部管理関連部門の人員は15～25名程度です。

⑤ 受託会社に対する管理体制

受託会社に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行なっています。また、受託会社より内部統制の整備および運用状況の報告書を受け取っています。

※ 上記の運用体制は平成26年10月1日現在のものであり、変更となる場合があります。

＜運用プロセスについて＞



PLAN

投資環境検討会では、主にマクロ分析を基に内外投資環境について検討します。債券投資戦略会議では、内外金利の動向について検討し、金利見通しを策定します。運用会議で、基本的な運用方針を決定し、これを踏まえてファンドマネージャーがファンドの運用方針を策定し、運用部長が承認します。

DO

ファンドマネージャーは、承認された運用方針に基づきポートフォリオを構築します。

CHECK

ファンド評価会議でパフォーマンス評価、ファンドの運用リスク分析を行ない、運用へフィードバックを行ないます。

(4) 【分配方針】

- ① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。
- ② 当初設定から1年以内に分配を開始し、分配開始後は、原則として、継続的な分配を行なうことを目標に分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。
- ③ 留保益は、前(1)に基づいて運用します。

(5) 【投資制限】

- ① 株式（信託約款）
株式への直接投資は、行ないません。
- ② 投資信託証券（信託約款）
投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。

③ 外貨建資産（信託約款）

外貨建資産への直接投資は、行ないません。

④ 資金の借入れ（信託約款）

イ. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

ロ. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から、信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または解約代金の入金日までの間、もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

ハ. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

ニ. 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

<参 考>投資対象ファンドについて

1. アジア・グローイング・ボンド・ファンド（円ヘッジクラス）

「1 ファンドの性格（1）ファンドの目的及び基本的性格 <ファンドの特色>」をご参照下さい。

2. ダイワ・マネースtock・マザーファンド

※下記以外の項目（「基本方針」、「投資態度」、「信託報酬」等）については、「1 ファンドの性格（1）ファンドの目的及び基本的性格 <ファンドの特色>」をご参照下さい。

主な投資制限	① 株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使等により取得したものに限りません。 株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ② 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ③ 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ④ 外貨建資産への投資は、行ないません。
償還条項	信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

3 【投資リスク】

(1) 価額変動リスク

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、公社債など値動きのある証券（外国証券には為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。委託会社の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。

投資信託は預貯金とは異なります。

投資者のみなさまにおかれましては、当ファンドの内容・リスクを十分ご理解のうえお申込み下さいますよう、よろしくお願い申し上げます。

基準価額の変動要因については、次のとおりです。

① 公社債の価格変動（価格変動リスク・信用リスク）

〈金利変動による価格変化のイメージ図〉



※上図はイメージ図であり、当ファンドの運用成果を表すものではありません。

公社債の価格は、一般に金利が低下した場合には上昇し、金利が上昇した場合には下落します（値動きの幅は、残存期間、発行体、公社債の種類等により異なります。）。また、公社債の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。特に、発行体が財政難、経営不安等により、利息および償還金をあらかじめ決定された条件で支払うことができなくなった場合（債務不履行）、またはできなくなることが予想される場合には、大きく下落します（利息および償還金が支払われないこともあります。）。）。。

新興国の公社債は、先進国の公社債と比較して価格変動が大きく、債務不履行が生じるリスクがより高いものになると考えられます。

組入公社債の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

BB格相当以下の債券は、投資適格債券に比べ、一般に債務不履行が生じるリスクが高いと考えられます。

BB格相当以下の債券は、一般に市場規模や取引量が小さく、流動性が低いことにより本来想定される投資価値とは乖離した価格水準で取引される場合もあるなど、価格の変動性が大きくなる傾向があります。

② 外国証券への投資に伴うリスク

イ. 為替リスク

外貨建資産の円換算価値は、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

当ファンドの主要投資対象である外国投資信託において、為替ヘッジを行ない、為替変動リスクの低減を図ります。ただし、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。なお、日本円の金利が米ドルの金利より低いときには、金利差相当分がコストとなります。

ロ. カントリー・リスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。新興国・地域への投資には、先進国と比べて大きなカントリー・リスクが伴います。

新興国・地域の経済状況は、先進国経済に比較して脆弱である可能性があります。そのため、当該国のインフレ、国際収支、外貨準備高等の悪化、また、政治不安や社会不安あるいは他国との外交関係の悪化などが市場に及ぼす影響は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。さらに、政府当局による海外からの投資規制など数々の規制が緊急に導入されたり、あるいは政策の変更等により証券市場が著しい悪影響を被る可能性もあります。

新興国・地域においては、先進国と比較して、証券の決済、保管等にかかる制度やインフラストラクチャーが未発達であったり、証券の売買を行なう当該国の仲介業者等の固有の事由等により、決済の遅延、不能等が発生する可能性も想定されます。そのような場合、ファンドの基準価額に悪影響が生じる可能性があります。

実質的な投資対象である証券が上場または取引されている新興国・地域の税制は先進国と異なる面がある場合があります。また、税制が変更されたり、あるいは新たな税制が適用されることにより、基準価額が影響を受ける可能性があります。

③ その他

イ. 解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てするため組入証券を売却しなければならないことがあります。その際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

ロ. ファンド資産をコール・ローン、譲渡性預金証書等の短期金融資産で運用する場合、債務不履行により損失が発生することがあります（信用リスク）。この場合、基準価額が下落する要因となります。

(2) 換金性等が制限される場合

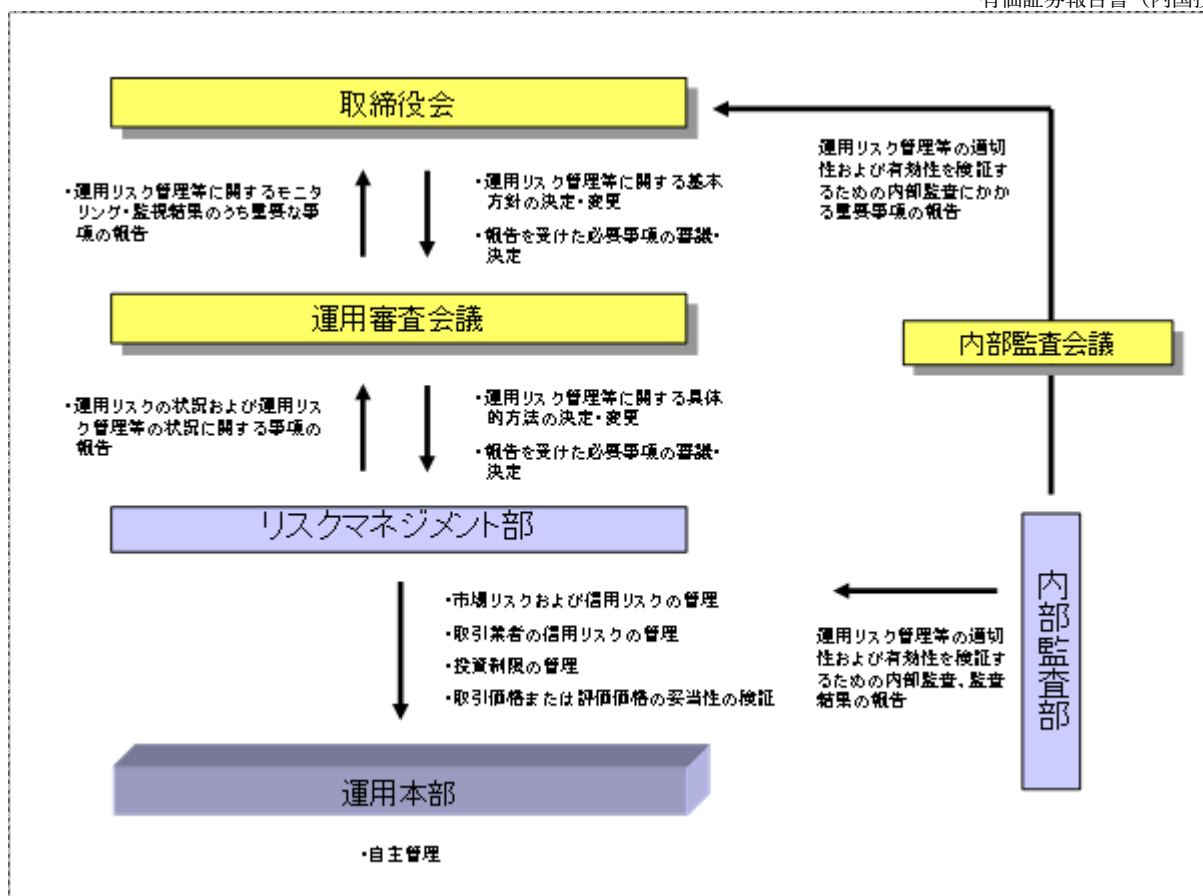
通常と異なる状況において、お買付け・ご換金に制限を設けることがあります。

- ① 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）が発生した場合には、お買付け、ご換金の申込みの受け付けを中止すること、すでに受け付けたお買付けの申込みを取消すことがあります。
- ② ご換金の申込みの受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日のご換金の申込みを撤回することができます。ただし、受益者がそのご換金の申込みを撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にご換金の申込みを受け付けたものとして取扱います。

(3) その他の留意点

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

(4) リスク管理体制



4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

- ① 販売会社におけるお買付時の申込手数料の料率の上限は、3.24%（税抜3.0%）となっています。具体的な手数料の料率等については、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。

- ・お電話によるお問合わせ先（委託会社）

電話番号（コールセンター） 0120-106212

（営業日の9:00～17:00）

- ② 申込手数料には、消費税等が課されます。
- ③ 「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

(2) 【換金(解約)手数料】

- ① 換金手数料
ありません。
- ② 信託財産留保額
ありません。

(3) 【信託報酬等】

- ① 信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率1.0584%（税抜0.98%）を乗じて得た額とします。信託報酬は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。
- ② 信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。
- ③ 信託報酬にかかる委託会社、販売会社、受託会社への配分については、純資産総額に対し次のとおりです。

委託会社	販売会社	受託会社
年率0.30% （税抜）	年率0.65% （税抜）	年率0.03% （税抜）

※上記の信託報酬の配分には、別途消費税率を乗じた額がかかります。

- ④ 前③の販売会社への配分は、販売会社の行なう業務に対する代行手数料であり、委託会社が一旦信託財産から収受した後、販売会社に支払われます。
- ⑤ 当ファンドの信託報酬等のほかに、投資対象ファンドに関しても信託報酬等がかかります。当ファンドの信託報酬に投資対象ファンドの信託報酬等を加えた、投資者が実質的に負担する信託報酬率は、年率1.6334%（税込）程度です。（投資対象ファンド「ダイワ・アジア・グローイング・ボンド・ファンド」において、固定報酬がかかりますので、純資産総額によっては上回る場合があります。）

（注）投資対象ファンドの信託報酬等については、「1 ファンドの性格（1）ファンドの目的及び基本的性格 ＜ファンドの特色＞」の「投資対象ファンドの概要」をご参照下さい。

(4) 【その他の手数料等】

- ① 信託財産において資金借入れを行なった場合、当該借入金の利息は信託財産中より支弁します。
- ② 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ③ 信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟係争物たる権利その他の権利に基づいて益金が生じた場合、当該支払いに際して特別に必要となる費用（データ処理費用、郵送料等）は、受益者の負担とし、当該益金から支弁します。
- ④ 信託財産で有価証券の売買を行なう際に発生する売買委託手数料、当該売買委託手数料にかかる消費税等に相当する金額、信託財産に属する資産を外国で保管する場合の費用は、信託財産中より支弁します。

（※）「その他の手数料等」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

<投資対象ファンドより支弁する手数料等>

各ファンドの投資対象等に応じて、信託財産に関する租税、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を支弁します。その他、マザーファンドを除く投資対象ファンドからは監査報酬を支弁します。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は株式投資信託として取扱われます。

① 個人の投資者に対する課税

イ. 収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として課税され、20%（所得税15%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行なわれ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）を選択することもできます。ただし、平成49年12月31日まで基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）となります。

ロ. 解約金および償還金に対する課税

一部解約時および償還時の差益（解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料（税込）を含む）を控除した利益）については、譲渡所得とみなされ、20%（所得税15%および地方税5%）の税率により、申告分離課税が適用されます。ただし、平成49年12月31日まで基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）となります。

ハ. 損益通算について

一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等の譲渡益と相殺することができ、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得との損益通算も可能となります。また、一部解約時および償還時の差益については、他の上場株式等の譲渡損との相殺が可能となります。

なお、特定口座にかかる課税上の取扱いにつきましては、販売会社にお問合わせ下さい。

※少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

公募株式投資信託は、税法上、平成26年1月1日以降の少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」の適用対象です。NISAをご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります（他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。）。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また、当ファンドの非課税口座における取扱いは販売会社により異なる場合があります。くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。

② 法人の投資者に対する課税

法人の投資者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として課税され、15%（所得税15%）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。地方税の源泉徴収はありません。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）には課税されません。ただし、平成49年12月31日まで基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）となります。

なお、税額控除制度が適用されます。益金不算入制度の適用はありません。

<注1>個別元本について

- ① 投資者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該投資者の元本（個別元本）にあたります。
- ② 投資者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該投資者が追加信託を行なうつど当該投資者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問合わせ下さい。

- ③ 投資者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該投資者の個別元本となります。

<注2>収益分配金の課税について

- ① 追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（投資者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。
- ② 投資者が収益分配金を受取る際、イ. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本と同額の場合または当該投資者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、ロ. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

（※）上記は、平成26年9月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

（※）課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5 【運用状況】

(1) 【投資状況】（平成26年9月30日現在）

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	524,552,673	99.52
内 ケイマン諸島	524,552,673	99.52
親投資信託受益証券	1,002	0.00
内 日本	1,002	0.00
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	2,540,279	0.48
純資産総額	527,093,954	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(2) 【投資資産】（平成26年9月30日現在）

① 【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	株数、口数 また は 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資 比率 (%)
1	ASIAN GROWING BOND FUND- JPY HEDGED CLASS	ケイマン 諸島	投資信 託受益 証券	5,018,874.36	104.71 525,536,372	104.51 524,552,673	99.52
2	ダイワ・マネースtock・マザーファンド	日本	親投資 信託受 益証券	999	1.0038 1,002	1.0038 1,002	0.00

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
投資信託受益証券	99.52%
親投資信託受益証券	0.00%
合計	99.52%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ. 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
第1特定期間末 (平成24年8月17日)	460,053,123	460,053,123	1.0223	1.0223
第2特定期間末 (平成25年2月18日)	496,156,820	496,606,820	1.1026	1.1036
第3特定期間末 (平成25年8月19日)	497,345,957	497,795,957	1.1052	1.1062
平成25年9月末日	495,444,738	—	1.1010	—
10月末日	499,431,107	—	1.1098	—
11月末日	497,254,353	—	1.1050	—
12月末日	499,516,877	—	1.1100	—
平成26年1月末日	497,337,304	—	1.1052	—
第4特定期間末 (平成26年2月17日)	499,677,657	500,127,657	1.1104	1.1114
2月末日	500,907,936	—	1.1131	—
3月末日	502,919,868	—	1.1176	—
4月末日	504,503,043	—	1.1211	—
5月末日	510,933,188	—	1.1354	—
6月末日	516,306,435	—	1.1473	—
7月末日	527,362,021	—	1.1719	—
第5特定期間末 (平成26年8月18日)	527,303,815	527,753,815	1.1718	1.1728
8月末日	531,334,063	—	1.1807	—
9月末日	527,093,954	—	1.1713	—

② 【分配の推移】

	1口当たり分配金(円)
--	-------------

第1特定期間	0.0000
第2特定期間	0.0010
第3特定期間	0.0060
第4特定期間	0.0060
第5特定期間	0.0060

③ 【収益率の推移】

	収益率(%)
第1特定期間	2.2
第2特定期間	8.0
第3特定期間	0.8
第4特定期間	1.0
第5特定期間	6.1

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定数量 (口)	解約数量 (口)
第1特定期間	0	0
第2特定期間	0	0
第3特定期間	0	0
第4特定期間	0	0
第5特定期間	0	0

(注) 当初設定数量は450,000,000口です。

(参考) マザーファンド

ダイワ・マネースtock・マザーファンド

(1) 投資状況（平成26年9月30日現在）

投資状況

投資資産の種類		時価(円)	投資比率(%)
国債証券		639,984,425	68.80
	内 日本	639,984,425	68.80
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		290,273,743	31.20
純資産総額		930,258,168	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(2) 投資資産（平成26年9月30日現在）

① 投資有価証券の主要銘柄

イ. 主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	株数、口数 また は 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率 (%)
1	475 国庫短期証券	日本	国債証券	100,000,000	99.99 99,995,096	99.99 99,995,096	— 2014/11/25	10.75
2	473 国庫短期証券	日本	国債証券	80,000,000	99.99 79,997,436	99.99 79,997,436	— 2014/11/17	8.60
3	463 国庫短期証券	日本	国債証券	70,000,000	99.99 69,999,535	99.99 69,999,535	— 2014/10/06	7.52
4	479 国庫短期証券	日本	国債証券	70,000,000	99.99 69,999,398	99.99 69,999,398	— 2014/12/15	7.52
5	468 国庫短期証券	日本	国債証券	70,000,000	99.99 69,998,398	99.99 69,998,398	— 2014/10/27	7.52
6	471 国庫短期証券	日本	国債証券	70,000,000	99.99 69,997,950	99.99 69,997,950	— 2014/11/10	7.52
7	465 国庫短期証券	日本	国債証券	60,000,000	99.99 59,999,358	99.99 59,999,358	— 2014/10/14	6.45
8	467 国庫短期証券	日本	国債証券	60,000,000	99.99 59,999,150	99.99 59,999,150	— 2014/10/20	6.45
9	469 国庫短期証券	日本	国債証券	60,000,000	99.99 59,998,104	99.99 59,998,104	— 2014/11/04	6.45

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
国債証券	68.80%
合計	68.80%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ. 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(参考情報) 運用実績

2014年9月30日現在

※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準価額・純資産の推移

基準価額	11,713円
純資産総額	5.2億円

基準価額の騰落率

期間	ファンド
1カ月間	-0.7%
3カ月間	2.4%
6カ月間	5.4%
1年間	7.5%
3年間	-
5年間	-
設定来	19.2%



※上記の「基準価額の騰落率」とは、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

※「分配金再投資基準価額」は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。※基準価額の計算において実質的な信託報酬は控除しています。

分配の推移(10,000口当たり、税引前)

直近1年間分配金合計額: 120円

設定来分配金合計額: 200円

決算期	第20期	第21期	第22期	第23期	第24期	第25期	第26期	第27期	第28期	第29期	第30期	第31期
	13年10月	13年11月	13年12月	14年1月	14年2月	14年3月	14年4月	14年5月	14年6月	14年7月	14年8月	14年9月
分配金	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

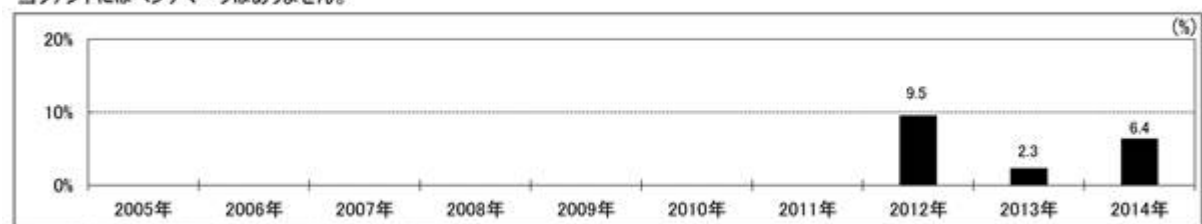
主要な資産の状況

※比率は、純資産総額に対するものです。

組入上位10ファンド		
運用会社名	ファンド名	比率
大和証券投資信託委託	アジア・グローイング・ボンド・ファンド(円ヘッジクラス)	99.5%
大和証券投資信託委託	ダイワ・マネースtock・マザーファンド	0.0%
合計		99.5%

年間収益率の推移

当ファンドにはベンチマークはありません。



・ファンドの「年間収益率」は、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

・2012年は設定日(3月2日)から年末、2014年は9月30日までの騰落率を表しています。

第2 【管理及び運営】

1 【申込(販売)手続等】

受益権の取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、取得の申込みを行なうものとします。

当ファンドには、収益分配金を税金を差引いた後無手数料で自動的に再投資する「分配金再投資コース」と、収益の分配が行なわれるごとに収益分配金を受益者に支払う「分配金支払いコース」があります。

「分配金再投資コース」を利用する場合、取得申込者は、販売会社と別に定める積立投資約款にしたがい契約（以下「別に定める契約」といいます。）を締結します。

販売会社は、受益権の取得申込者に対し、最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位をもって、取得の申込みに応じることができます。

ただし、販売会社は、次のイ、およびロ、に掲げる日を取得申込受付日とする受益権の取得申込みの受け付けを行いません。

イ、香港の銀行、ニューヨークの銀行またはロンドンの銀行のいずれかの休業日と同じ日付の日
ロ、前イ、のほか、一部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとして委託会社が定める日

お買付価額（1万口当たり）は、お買付申込受付日の翌営業日の基準価額です。

お買付時の申込手数料については、販売会社が別に定めるものとします。申込手数料には、消費税等が課されます。なお、「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

委託会社の各営業日の午後3時までに受付けた取得の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを）、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）が発生し、委託会社が追加設定を制限する措置をとった場合には、販売会社は、取得申込みの受け付けを中止することができるほか、すでに受付けた取得申込みを取消することができるものとします。

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないません。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行ないません。

2 【換金(解約)手続等】

委託会社の各営業日の午後3時までに受付けた換金の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

なお、信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の解約請求には制限があります。

<一部解約>

受益者は、自己に帰属する受益権について、最低単位を1口単位として販売会社が定める単位をもって、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。

ただし、販売会社は、次のイ、およびロ、に掲げる日を一部解約請求受付日とする一部解約の実行の請求の受け付けを行いません。

イ、香港の銀行、ニューヨークの銀行またはロンドンの銀行のいずれかの休業日と同じ日付の日
ロ、前イ、のほか、一部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとして委託会社が定める日

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

解約価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

解約価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

解約価額（基準価額）は、販売会社または委託会社に問合わせることにより知ることができます。

・お電話によるお問い合わせ先（委託会社）

電話番号（コールセンター） 0120-106212

（営業日の9:00～17:00）

・委託会社のホームページ

アドレス <http://www.daiwa-am.co.jp/>

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）が発生した場合には、一部解約請求の受け付けを中止することができます。一部解約請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約請求を撤回することができます。ただし、受益者がその一部解約請求を撤回しない場合には、当該振替受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約請求を受け付けたものとして、当該計算日の翌営業日の基準価額とします。

一部解約金は、販売会社の営業所等において、原則として一部解約の実行の請求受付日から起算して6営業日目から受益者に支払います。

受託会社は、一部解約金について、受益者への支払開始日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払込みます。受託会社は、委託会社の指定する預金口座等の一部解約金を払込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかる信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権口数で除した1万口当たりの価額をいいます。

純資産総額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価（注1、注2）により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

（注1）当ファンドの主要な投資対象資産の評価方法の概要

- ・組入外国投資信託の受益証券：原則として計算時において知り得る直近の日の基準価額で評価します。
- ・マザーファンドの受益証券：計算日の基準価額で評価します。

（注2）マザーファンドの主要な投資対象資産の評価方法の概要

- ・本邦通貨表示の公社債：原則として、次に掲げるいずれかの価額で評価します。
 1. 日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）、2. 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）、3. 価格情報会社の提供する価額

基準価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

基準価額は、販売会社または委託会社に問合わせることで知ることができます。

- ・お電話によるお問い合わせ先（委託会社）

電話番号（コールセンター） 0120-106212

（営業日の9:00～17:00）

- ・委託会社のホームページ

アドレス <http://www.daiwa-am.co.jp/>

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

平成24年3月2日から平成29年2月17日までとします。ただし、(5)①により信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を延長することができます。

(4) 【計算期間】

毎月18日から翌月17日までとします。ただし、第1計算期間は、平成24年3月2日から平成24年3月17日までとします。

上記にかかわらず、上記により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日には適用しません。

(5) 【その他】

① 信託の終了

1. 委託会社は、受益権の口数が30億口を下ることとなった場合もしくは信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
2. 委託会社は、当ファンドが主要投資対象とする組入外国投資信託が存続しないこととなる場合には、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
3. 委託会社は、前1. の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
4. 前3. の書面決議において、受益者（委託会社および当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本4. において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、信託契約にかかる知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
5. 前3. の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。
6. 前3. から前5. までの規定は、前2. の規定に基づいて信託契約を解約するとき、あるいは、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前3. から前5. までの手続きを行なうことが困難な場合も同じとします。
7. 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。
8. 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、②の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
9. 受託会社が辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

※平成26年12月1日以降、上記5. は以下の内容に変更します。

5. 前3. の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。

② 信託約款の変更等

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することまたは当ファンドと他のファンドとの併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨お

よびその内容を監督官庁に届出ます。なお、信託約款は本②の1. から7. までに定める以外の方法によって変更することができないものとします。

2. 委託会社は、前1. の事項（前1. の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
3. 前2. の書面決議において、受益者（委託会社および当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本3. において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、信託約款にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
4. 前2. の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。
5. 書面決議の効力は、当ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。
6. 前2. から前5. までの規定は、委託会社が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
7. 前1. から前6. までの規定にかかわらず、当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他のファンドにおいて当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行なうことはできません。
8. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、前1. から前7. までの規定にしたがいます。

※平成26年12月1日以降、上記2. および4. は以下の内容に変更します。

2. 委託会社は、前1. の事項（前1. の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前1. の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
4. 前2. の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。

③ 反対者の買取請求権

前①の1. から6. までの規定にしたがい信託契約の解約を行なう場合または前②の規定にしたがい重大な信託約款の変更等を行なう場合には、書面決議において当該解約または重大な信託約款の変更等に反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、前①の3. または前②の2. に規定する書面に付記します。

※平成26年12月1日以降、本③は適用されません。

④ 運用報告書

委託会社は、運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書を毎年2月および8月の計算期末に作成し、信託財産にかかる知れている受益者に対して交付します。また、電子交付を選択された場合には、所定の方法により交付します。

※平成26年12月1日以降、以下の内容に変更します。

1. 委託会社は、運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況、費用明細などのうち重要な事項を記載した交付運用報告書（投資信託及び投資法人に関する法律第14条第4項に定める運用報告書）を毎年2月および8月の計算期末に作成し、信託財産にかかる知れている受益者に対して交付します。また、電子交付を選択された場合には、所定の方法により交付します。
2. 委託会社は、運用報告書（全体版）（投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書）を作成し、委託会社のホームページに掲載します。

・委託会社のホームページ

アドレス <http://www.daiwa-am.co.jp/>

3. 前2.の規定にかかわらず、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、これを交付します。

⑤ 公告

1. 委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.daiwa-am.co.jp/>

2. 前1. の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑥ 関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結される受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約は、期間満了の1か月（または3か月）前までに、委託会社および販売会社いずれからも何ら意思の表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

4 【受益者の権利等】

信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託会社の指定する受益権取得申込者とし、分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

受益者の有する主な権利の内容、その行使の方法等は、次のとおりです。

① 収益分配金および償還金にかかる請求権

受益者は、収益分配金（分配金額は、委託会社が決定します。）および償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）を持分に依りて請求する権利を有します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社

の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払います。

上記にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

償還金は、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に、原則として信託終了日から起算して5営業日までに支払います。

収益分配金および償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとしします。

受益者が、収益分配金については支払開始日から5年間その支払いを請求しないときならびに信託終了による償還金については支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

② 換金請求権

受益者は、保有する受益権を換金する権利を有します。権利行使の方法等については、「2 換金（解約）手続等」をご参照下さい。

第3 【ファンドの経理状況】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドの計算期間は6か月未満であるため、財務諸表は6か月毎に作成しております。

(3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間（平成26年2月18日から平成26年8月18日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

アジア高利回り社債ファンド（為替ヘッジあり／毎月決算型）

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	前 期 平成26年2月17日現在	当 期 平成26年8月18日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	2,457,533	2,613,164
投資信託受益証券	498,123,584	525,647,113
親投資信託受益証券	1,002	1,002
流動資産合計	500,582,119	528,261,279
資産合計	500,582,119	528,261,279
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	450,000	450,000
未払受託者報酬	13,314	14,898
未払委託者報酬	421,746	472,030
その他未払費用	19,402	20,536
流動負債合計	904,462	957,464
負債合計	904,462	957,464
純資産の部		
元本等		
元本	※1 450,000,000	※1 450,000,000
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	49,677,657	77,303,815
（分配準備積立金）	83,270,696	97,103,339
元本等合計	499,677,657	527,303,815
純資産合計	499,677,657	527,303,815
負債純資産合計	500,582,119	528,261,279

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	自 至	前 期 平成25年8月20日 平成26年2月17日	自 至	当 期 平成26年2月18日 平成26年8月18日
営業収益				
受取配当金		16,007,927		18,190,935
受取利息		644		431
有価証券売買等損益		△ 8,408,905		14,832,594
営業収益合計		7,599,666		33,023,960
営業費用				
受託者報酬		77,976		81,907
委託者報酬		2,470,588		2,595,359
その他費用		19,402		20,536
営業費用合計		2,567,966		2,697,802
営業利益		5,031,700		30,326,158
経常利益		5,031,700		30,326,158
当期純利益		5,031,700		30,326,158
期首剰余金又は期首欠損金（△）		47,345,957		49,677,657
分配金		※ 1 2,700,000		※ 1 2,700,000
期末剰余金又は期末欠損金（△）		49,677,657		77,303,815

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	当 期	
	自 平成26年2月18日	至 平成26年8月18日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1)投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 (2)親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、投資信託受益証券の配当落ち日において、確定配当金額を計上しております。	
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	特定期間末日 平成26年8月17日が休日のため、当特定期間末日を平成26年8月18日としております。このため、当特定期間は182日となっております。	

(貸借対照表に関する注記)

区 分	前 期	当 期
	平成26年2月17日現在	平成26年8月18日現在
1. ※1 期首元本額	450,000,000円	450,000,000円
期中追加設定元本額	－円	－円
期中一部解約元本額	－円	－円
2. 特定期間末日における受益権の総数	450,000,000口	450,000,000口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区 分	前 期	当 期
	自 平成25年8月20日 至 平成26年2月17日	自 平成26年2月18日 至 平成26年8月18日
※1 分配金の計算過程	（自平成25年8月20日 至平成25年9月17日） 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（1,828,597円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（0円）及び分配準備積立金（72,054,108円）より分配対象額は73,882,705円（1万口当たり1,641.84円）であり、うち450,000円（1万口当たり10円）を分配金額としております。	（自平成26年2月18日 至平成26年3月17日） 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（2,921,456円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（0円）及び分配準備積立金（83,270,696円）より分配対象額は86,192,152円（1万口当たり1,915.38円）であり、うち450,000円（1万口当たり10円）を分配金額としております。
	（自平成25年9月18日 至平成25年10月17日） 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（2,153,229円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（0円）及び分配準備積立金（73,432,705円）より分配対象額は75,585,934円（1万口当たり1,679.69円）であり、うち450,000円（1万口当たり10円）を分配金額としております。	（自平成26年3月18日 至平成26年4月17日） 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（2,942,672円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（0円）及び分配準備積立金（85,742,152円）より分配対象額は88,684,824円（1万口当たり1,970.77円）であり、うち450,000円（1万口当たり10円）を分配金額としております。

（自平成25年10月18日 至平成25年11月18日）

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（1,991,665円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（0円）及び分配準備積立金（75,135,934円）より分配対象額は77,127,599円（1万口当たり1,713.95円）であり、うち450,000円（1万口当たり10円）を分配金額としております。

（自平成25年11月19日 至平成25年12月17日）

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（2,714,859円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（0円）及び分配準備積立金（76,677,599円）より分配対象額は79,392,458円（1万口当たり1,764.28円）であり、うち450,000円（1万口当たり10円）を分配金額としております。

（自平成26年4月18日 至平成26年5月19日）

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（2,287,776円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（0円）及び分配準備積立金（88,234,824円）より分配対象額は90,522,600円（1万口当たり2,011.61円）であり、うち450,000円（1万口当たり10円）を分配金額としております。

（自平成26年5月20日 至平成26年6月17日）

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（2,792,584円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（0円）及び分配準備積立金（90,072,600円）より分配対象額は92,865,184円（1万口当たり2,063.67円）であり、うち450,000円（1万口当たり10円）を分配金額としております。

	（自平成25年12月18日 至平成26年1月17日） 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（2,657,864円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（0円）及び分配準備積立金（78,942,458円）より分配対象額は81,600,322円（1万口当たり1,813.34円）であり、うち450,000円（1万口当たり10円）を分配金額としております。 （自平成26年1月18日 至平成26年2月17日） 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（2,570,374円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（0円）及び分配準備積立金（81,150,322円）より分配対象額は83,720,696円（1万口当たり1,860.46円）であり、うち450,000円（1万口当たり10円）を分配金額としております。	（自平成26年6月18日 至平成26年7月17日） 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（2,854,459円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（0円）及び分配準備積立金（92,415,184円）より分配対象額は95,269,643円（1万口当たり2,117.10円）であり、うち450,000円（1万口当たり10円）を分配金額としております。 （自平成26年7月18日 至平成26年8月18日） 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（2,733,696円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（0円）及び分配準備積立金（94,819,643円）より分配対象額は97,553,339円（1万口当たり2,167.85円）であり、うち450,000円（1万口当たり10円）を分配金額としております。
--	--	---

（金融商品に関する注記）

I 金融商品の状況に関する事項

区 分	当 期 自 平成26年2月18日 至 平成26年8月18日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務であり、その詳細を附属明細表に記載しております。なお、当ファンドは、投資信託受益証券及び親投資信託受益証券を通じて有価証券、デリバティブ取引に投資しております。これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク（価格変動、為替変動、金利変動等）、信用リスク、流動性リスクであります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。

II 金融商品の時価等に関する事項

区 分	当 期 平成26年8月18日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種 類	前 期 平成26年2月17日現在	当 期 平成26年8月18日現在
	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	△1,691,068	2,808,289
親投資信託受益証券	0	0
合計	△1,691,068	2,808,289

（デリバティブ取引に関する注記）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

前 期 平成26年2月17日現在	当 期 平成26年8月18日現在
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

当 期 自 平成26年2月18日 至 平成26年8月18日
市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はありません。

（1口当たり情報）

	前 期 平成26年2月17日現在	当 期 平成26年8月18日現在
1口当たり純資産額	1.1104円	1.1718円
（1万口当たり純資産額）	（11,104円）	（11,718円）

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

（1） 株式

該当事項はありません。

（2） 株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額	評価額 （円）	備考
投資信託受益証券	ASIAN GB FUND JPY	5,006,067.630	525,647,113	
投資信託受益証券 合計			525,647,113	

親投資信託受益証券	ダイワ・マネースtock・マザーファンド	999	1,002	
親投資信託受益証券 合計			1,002	
合計			525,648,115	

投資信託受益証券及び親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは、ケイマン籍の外国投資信託「ダイワ・プレミアム・トラストーダイワ・アジア・グローイング・ボンド・ファンド 円ヘッジクラス」受益証券（円建）を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券であります。

また、当ファンドは、「ダイワ・マネースtock・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。

なお、同ファンドの状況及び当ファンドの特定期間末日（以下、「期末日」）における同マザーファンドの状況は次のとおりであります。

「ダイワ・プレミアム・トラストーダイワ・アジア・グローイング・ボンド・ファンド 円ヘッジクラス」の状況

以下に記載した同ファンドの情報は、会計監査人により監査を受けた財務諸表を委託会社で抜粋・翻訳したものであります。

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

ダイワ・プレミアム・トラストー

ダイワ・アジア・グローイング・ボンド・ファンド

（オープンエンド型のケイマン籍のユニットトラスト）

財務諸表

2013年7月31日

貸借対照表

2013年7月31日

(米ドル建て)

資産

有価証券への投資、公正価値 (費用 4,843,659 ドル)	\$	4,825,597
現金		10
為替先渡契約による評価益		57,296
未収:		
利息		110,875
その他資産		9,983
資産合計		5,003,761

負債

未払い:		
専門家報酬		46,351
会計及び管理報酬		11,250
保管報酬		4,604
投資運用会社報酬		2,071
名義書換代理会社報酬		158
その他負債		107
負債合計		64,541

純資産

\$	4,939,220
----	-----------

クラス B	\$	4,939,220
-------	----	-----------

発行済み受益証券数

クラス B		4,725,780
-------	--	-----------

1口当たりの純資産価額

クラス B	\$	1.045
-------	----	-------

添付の注記はこれらの財務諸表の不可欠な一部を構成する。

損益計算書

2013年7月31日で終了した年度

(米ドル建て)

投資収益

利息収入	\$	421,833
その他収益		1,644
投資収益合計		423,477

費用

会計および管理報酬		44,947
設立費		41,303
専門家報酬		35,849
投資運用会社報酬		29,056
保管報酬		28,156
受託会社報酬		13,619
名義書換代理会社報酬		1,051
登録料		324
その他報酬		107
費用合計		194,412

純投資収益		229,065
--------------	--	----------------

実現益および評価益 (実現損および評価損):**実現益 (損):**

有価証券への投資		502,102
為替取引および為替先渡契約		(1,318,374)
純実現損		(816,272)

評価益 (損)の純変動:

有価証券への投資		(76,940)
為替換算および為替先渡契約		20,529
評価損の純変動		(56,411)

実現益および評価損		(872,683)
------------------	--	------------------

業務活動の結果生じた純資産の純減	\$	(643,618)
-------------------------	----	------------------

添付の注記はこれらの財務諸表の不可欠な一部を構成する。

純資産変動計算書

2013年7月31日で終了した年度

（米ドル建て）

業務活動による純資産の純増(純減):

純投資収益	\$	229,065
純実現損失		(816,272)
評価損の純変動		(56,411)
業務活動の結果生じた純資産の純減		(643,618)
受益者への分配		(377,284)
当ファンドの受益証券取引の結果生じた純資産の純減		(435,034)
純資産の純減		(1,455,936)

純資産

期首		6,395,156
期末	\$	4,939,220

クラス A

クラス B

当ファンドの受益証券取引

口数

分配金の再投資	24,211	291,303
買戻し償還	(532,302)	(107,252)
ネットの口数の変動	(508,091)	184,051

金額			
分配金の再投資	30,501	346,783	
買戻し償還	(689,509)	(122,809)	
当ファンドの受益証券取引の結果生じた純増/(純減)	\$ (659,008)	\$ 223,974	

添付の注記はこれらの財務諸表の不可欠な一部を構成する。

財務ハイライト

2013年7月31日で終了した年度
(米ドル建て)

選択された1口当たりデータ：

	クラス B	
純資産価額、期首	ドル	1.273
純投資収益 ¹		0.046
投資活動からの純実現損および評価損		(0.199)
投資活動からの総損失		(0.153)
受益者への分配金		(0.075)
純資産価額、期末	ドル	1.045

総利回り	(12.60)%
純資産、期末	4,939,220
平均純資産に対する比率	
総費用	3.39%
純投資収益	3.87%

¹ 当該年度の平均発行済み受益証券数に基づいて計算。

添付の注記はこれらの財務諸表の不可欠な一部を構成する。

投資明細表
2013年7月31日
(米ドル建て)

元本金額 有価証券の明細

公正価値

債券(91.4%)**中国(29.5%)****社債(29.7%)**

China SCE Property Holdings, Ltd.

USD	300,000	11.50% due 11/14/17 ^(a)	\$	316,310
-----	---------	------------------------------------	----	---------

Country Garden Holdings Co., Ltd.

USD	200,000	11.13% due 02/23/18 ^(a)		223,000
-----	---------	------------------------------------	--	---------

Fufeng Group, Ltd.

USD	300,000	7.63% due 04/13/16 ^(a)		293,250
-----	---------	-----------------------------------	--	---------

Greentown China Holdings, Ltd.

USD	300,000	8.50% due 02/04/18 ^(a)		303,686
-----	---------	-----------------------------------	--	---------

Sunac China Holdings, Ltd.

USD	300,000	12.50% due 10/16/17 ^(a)		328,861
-----	---------	------------------------------------	--	---------

社債計

1,465,107

中国計 (費用1,476,640ドル)

1,465,107

香港 (12.2%)**社債 (12.2%)**

China Oil & Gas Group, Ltd.

USD	300,000	5.25% due 04/25/18		298,500
-----	---------	--------------------	--	---------

Fosun International, Ltd.

USD	300,000	7.50% due 05/12/16 ^(a)		303,024
-----	---------	-----------------------------------	--	---------

社債計

601,524

香港計 (費用596,320ドル)

601,524

インド(4.0%)**社債(4.0%)**

ICICI Bank, Ltd.

USD	200,000	6.38% due 04/30/22(a) ^(b)	195,500
-----	---------	--------------------------------------	---------

社債計**195,500****インド計 (費用202,893ドル)****195,500****インドネシア (10.5%)****社債(10.5%)**

Comfeed Finance BV

USD	200,000	6.00% due 05/02/18 ^(a)	192,000
-----	---------	-----------------------------------	---------

Indosat Palapa Co. BV

USD	300,000	7.38% due 07/29/20 ^(a)	326,250
-----	---------	-----------------------------------	---------

社債計**518,250****インドネシア計 (費用530,273ドル)****518,250****マレーシア (12.2%)****社債(12.2%)**

AMBB Capital L, Ltd.

USD	300,000	6.77% due 01/29/49(a),(b) ^(c)	303,000
-----	---------	--	---------

SBB Capital Corp.

USD	300,000	6.62% due 11/29/49(a),(b) ^(c)	301,596
-----	---------	--	---------

社債計**604,596****マレーシア 計 (費用602,896ドル)****604,596****フィリピン (6.3%)**

社債(6.3%)

Rizal Commercial Banking Corp.

USD	300,000	6.25% due 02/09/15	310,680
-----	---------	--------------------	---------

社債計

310,680

フィリピン計 (費用311,780ドル)

310,680

添付の注記はこれらの財務諸表の不可欠な一部を構成する。

	元本金額	有価証券の明細	純資産に 占める割 合 (%)	公正価値
		債券(91.4%) (続き)		
		シンガポール (10.1%)		
		社債(10.1%)		
USD	200,000	STATS ChipPAC, Ltd. 5.38% due 03/31/16(a)		\$ 206,000
USD	300,000	TBG Global Pte, Ltd. 4.63% due 04/03/18(a)		295,500
		社債計		501,500
		シンガポール計 (費用 493,600 ドル)		501,500
		タイ (6.4%)		
		社債(6.4%)		
USD	300,000	IRPC PCL 6.38% due 05/25/17		318,779
		社債計		318,779
		タイ計 (費用 319,596 ドル)		318,779
		債券計 (費用 4,533,998 ドル)		4,515,936
		短期投資 (6.3%)		
		ノルウェー (6.3%)		
		定期預金(6.3%)		
USD	309,661	DnB NORBank ASA 0.03% due 08/01/13		309,661
		定期預金計		309,661
		ノルウェー計 (費用 309,661 ドル)		309,661
		短期投資計 (費用 309,661 ドル)		309,661
		投資総額 (費用 4,843,659 ドル)	97.7%	\$ 4,825,597
		負債を超える現金及びその他の資産	2.3	113,623
		純資産	100.0%	\$ 4,939,220

(a) 償還条項付き証券

(b) 2013年7月31日時点の変動金利証券に関して、金利は2013年7月31日時点のものである。

(c) 永久債

クラス B 為替先渡契約

買い	カウンターパーティ	契約金額	決済日	売り	契約金額	純評価益
JPY	Citibank NA	487,000,000	2013年8月22日	USD	4,894,684	\$ 57,296

為替先渡契約による評価益

\$ 57,296

通貨の略称:

JPY	-	日本円
USD	-	米ドル

添付の注記はこれらの財務諸表の不可欠な一部を構成する。

財務諸表への注記

2013年7月31日

1.組織

ダイワ・アジア・グローイング・ボンド・ファンド（以下「当ファンド」）はケイマン諸島の銀行及び信託会社（改正後）に基づいて2012年2月14日に設立された ユニットトラスト、ダイワ・プレミアム・トラスト（以下「当トラスト」）のサブファンドである。当ファンドは、信託会社であるOgier Trustees (Cayman) Limited（以下「受託会社」）によってなされ、執行された2012年2月20日付の補足信託証書に従って設立された。当ファンドは2012年3月2日に業務を開始した。

当ファンドは現時点でクラスBの一種類の受益証券を発行している。クラスB受益証券が日本円にヘッジされた通貨リスクを持つポートフォリオのパフォーマンスを反映する。クラスA受益証券は2013年1月22日にすべて買い戻された。

大和証券投資信託委託株式会社（以下「投資運用会社」）が当ファンドの投資運用会社となる。

当ファンドの投資目標は、アジア企業が発行するハイ・イールドで投資適格ではない社債に主として投資することによって資本の成長を生み出し、安定したリターンを達成することにある。

2. 重要な会計方針

以下は、当ファンドが米国で一般に公正妥当と認められた会計原則（以下「U.S.GAAP」）に準拠して財務諸表を作成する際に継続的に従っている重要な会計方針の要約である。U.S.GAAP に準拠した財務諸表の作成は、財務諸表の中で報告される金額と開示に影響を与える見積りと仮定を経営者が行うことを求めている。実際の結果はこれらの見積りととは違ってくる可能性がある。

(A) 受益証券の純資産価額の決定。当ファンドの受益証券1口当たりの純資産価額は、当ファンドの純資産価額（「純資産価額」は総資産価額から未払報酬および未払費用を含めた総負債を引いた額）をその時点の当ファンドの発行済み受益証券口数で割って算出される。Brown Brothers Harriman & Co.（以下「管理会社」）が各取引日の業務終了時に当ファンドの純資産価額を計算する。取引日とはニューヨーク、ロンドン、東京および香港の銀行が営業しているすべての日、または受託会社が適宜決定するその他の日を意味する。

受益証券の価格はすべての目的上、米ドル（以下「機能通貨」）で計算され、支払いが行われる。

(B) 証券評価。純資産価額計算の目的上、市場相場が容易に入手できるポートフォリオ有価証券とその他の資産は公正価値で計上される。公正価値は一般的に、こうした証券の主たる市場である取引所において最後に報告された売却価格、もしくは売却が報告されない場合は、相場報告システム、確立されたマーケットメーカー、または独立したプライシング・サービスから入手した相場価格に基づいて決定される。独立プライシング・サービスから入手する価格は、マーケットメーカーから提供される情報、または同様の特徴を持つ投資対象あるいは有価証券に関連した利回りデータから取得される市場価額の見積りを利用している。満期60日以下の短期投資は、公正価値に近似する償却原価で計上される。

機能通貨以外の通貨で当初評価された投資対象は、プライシング・サービスから取得した為替レートを使用して機能通貨に換算される。この結果、当ファンドの受益証券の純資産価額は機能通貨に対する諸通貨価値の変動によって影響を受ける場合がある。米国以外の市場で取引されるか、あるいは機能通貨以外の通貨建ての証券の価額は、ニューヨーク証券取引所（以下「NYSE」）が休場の日に大きく影響を受ける可能性があり、また、純資産価額は投資家が受益証券を購入、買戻し要請、あるいは交換することができない日に変動する場合もある。

財務諸表への注記（続き）

2013年7月31日

市場相場価格がすぐには入手できない有価証券およびその他の資産は、受託会社が投資運用会社からのアドバイスに従って誠実に決定した公正価値によって評価される。受託会社は市場相場価格がすぐには入手できない状況における有価証券およびその他の資産を評価する複数の手法を採用した。例えば、日々の市場相場価格が

すぐには入手できない特定の有価証券または投資対象は、受託会社が確立した指針に従って、他の証券や指数を参照して評価される場合がある。

市場相場価格は、当ファンドの証券または資産の価額に重要な影響を及ぼす事象が当該市場の引けた後に、しかしNYSEが引ける前に起こる場合を含めて、現在の、あるいは信頼できる市場ベースのデータ（例えば売買情報、売買気配値情報、ブローカー相場価格）が存在しない状況において、すぐには入手できないとみなされる。これに加えて、有価証券が取引される取引所または市場が特別の状況のため終日取引が行われず、他の市場相場価格も入手できないときには、市場相場価格はすぐには入手できないとみなされる。投資運用会社またはその代理者は当ファンドの有価証券または資産の価額に重大な影響を与える可能性のある重要な事象を監視し、適切な証券または資産の価額をこうした重要な事象に照らして再評価すべきかどうかを決める責任を持つ。

あるファンドが純資産価額を決定するために公正価値を使用するときには、有価証券は主に取引される市場の相場をベースにするのではなく、受託会社またはその指示の下に行動する代理人が公正価値を正確に反映していると信じる別の手法によって価格を決めることができる。公正価値による価格決定は証券の価値についての主観的な判断を必要する場合がある。当ファンドの方針は、価格決定時点の証券の価値を公正に反映したファンドの純資産価額の計算をもたらすことを意図しているが、受託会社は、受託会社またはその指示の下に行動する代理人によって決定された公正価値が、もし証券が価格決定の際に処分される場合（例えば強制競売または清算売却の際）に同証券から得られる価格を正確に反映したものとなるのを保証することはできない。あるファンドが使用する価格が、証券を売却した場合に実現する価値と異なったものとなり、その差異が財務諸表にとって重要なものになる場合がある。

公正価値の測定—U.S. GAAP に基づく公正価値の測定および開示についての権威ある指針に従って、当ファンドは公正価値を測定するのに利用する評価技法へのインプットを優先順位付けした階層によって投資の公正価値を開示している。同階層は同一の資産または負債のための活発な市場における調整前の相場価格に基づいた評価（レベル1測定）に最も高い優先順位を置いており、最も低い優先順位は評価のために重要な観測不能のインプットに基づく評価（レベル3測定）に置かれている。同指針は公正価値階層の以下の3つのレベルを設定している。

- ・ レベル1—同一の資産または負債について活発な市場における（未調整の）相場価格に基づいて算出する公正価値測定
- ・ レベル2—当該資産または負債について直接的に（すなわち価格）または間接的に（すなわち価格から算出される）観測可能な、レベル1に含まれる相場価格以外のインプットに基づいて算出する公正価値測定
- ・ レベル3—当該資産または負債について観測可能な市場データに基づかないインプット（観測不能なインプット）を含む評価技法に基づいて算出する公正価値測定

インプットは様々な評価技法を適用する上で使用され、リスクをめぐる前提を含め、市場参加者が評価を決めるのに利用する前提として広く参照される。インプットには価格情報、特定の、および広範な信用データ、流動性統計、ならびにその他の要素が含まれる。公正価値階層内での金融商品のレベルは、公正価値の測定に

とって重要な最低水準のインプットをベースに決定される。しかしながら、何が「観測可能」を構成するかについての決定は受託会社による重要な判断を必要とする。受託会社は、観測可

財務諸表への注記（続き）

2013年7月31日

能なデータとは、すぐに入手可能で、定期的に配信または更新され、信頼でき、かつ検証可能で非専有的なデータで、関連市場に積極的に関与する独立のソースから提供されるもの、とみなしている。階層内での金融商品の分類は同商品の価格の透明性に基づくものとなり、同商品への投資のリスクに対する受託会社の受け止め方に相応するものとは必ずしもならない。

投資対象。活発な市場における相場価格に基づいて評価され、従ってレベル1に分類される投資対象には、上場株式、上場デリバティブ、ならびに特定の金融市場証券が含まれる。受託会社はこうした商品について、たとえ当ファンドが大きなポジションを保有し、それを売却すれば相場価格にかなりの影響を与える恐れがある状況においても、相場価格を調整しない。

活発とはみなされない市場で取引されるが、市場相場価格、ディーラー相場、あるいは観測可能なインプットでサポートされる代替価格ソースに基づいて評価される投資対象は、レベル2に分類される。これらには通常、投資適格等級の社債が含まれる。レベル2の投資対象には、活発な市場では取引されていないか、あるいは譲渡制限を受けているポジションが含まれるため、価額は、一般的に入手可能な市場情報に基づく流動性不足ないしは譲渡困難性を反映して、調整される場合がある。レベル3に分類される投資対象は、取引が頻繁に行われないため、重要な観測不能のインプットを持つ。レベル3の投資対象にはプライベート・エクイティおよび企業負債証券が含まれる。これら証券については観測可能な価格が入手できないため、公正価値を算出するのに評価技法が利用される。

デリバティブ商品。デリバティブ商品は、取引所で取引できるか、あるいは店頭（以下「OTC」）取引で非公開で売買される。先物契約や上場オプション契約といった取引所上場デリバティブは通常、活発に取引されているとみなされるかどうかによって、公正価値階層のレベル1かレベル2に分類される。

為替先渡契約を含むOTCデリバティブは、入手可能で信頼できるとみなされるときはいつでも、受託会社がカウンターパーティ、ディーラーまたはブローカーから受け取る相場などの観測可能なインプットを使用して評価する。モデルが利用される事例においては、OTCデリバティブの価額は同商品の契約条件と固有のリスク、ならびに観測可能なインプットの入手可能性と信頼性によって決まる。こうしたインプットには、参照証券の相場価格、イールドカーブ、クレジットカーブ、ボラティリティ計測値、期限前償還率、ならびにこれらのインプットの相関関係が含まれる。包括的為替先渡契約、スワップ、オプションなどの特定のOTCデリバティブは、一般的に市場データによって裏付けすることができるインプットを有するため、レベル2に分類される。

流動性が少ないか、あるいはインプットが観測不能なOTCデリバティブはレベル3に分類される。これらの流動性の低いOTCデリバティブの価額評価にレベル1ないしレベル2のインプットを一部利用することができるが、それらもまた、公正価値の決定にとって重要とみなされる他の観測不能なインプットを含んでいる。いずれの測定日においても、受託会社はレベル1とレベル2のインプットを、観測可能なインプットを反映させてアップデートする。ただし、それに伴う利得と損失は、観測不能なインプットの重要性のため、レベル3内で反映される。

財務諸表への注記（続き）

2013年7月31日

以下の表は貸借対照表に記載された2013年7月31日時点の金融商品の評価額を表題別および評価階層内のレベル別に示したものである*。

債券	(調整前)			2013年7月31日時点の公正価値
	同一の投資対象に対する活発な市場の相場価格 (レベル 1)	重要でその他の観察可能なインプット (レベル 2)	重要で観察不能なインプット (レベル 3)	
中国	\$ -	\$ 1,465,107	\$ -	\$ 1,465,107
香港	-	601,524	-	601,524
インド	-	195,500	-	195,500
インドネシア	-	518,250	-	518,250
マレーシア	-	604,596	-	604,596
フィリピン	-	310,680	-	310,680
シンガポール	-	501,500	-	501,500
タイ	-	318,779	-	318,779
短期投資	309,661	-	-	309,661
投資総額	\$ 309,661	\$ 4,515,936	\$ -	\$ 4,825,597

金融デリバティブ商品**

資産

為替先渡契約	\$ -	\$ 57,296	\$ -	\$ 57,296
--------	------	-----------	------	-----------

* 有価証券の分類についてさらに情報が必要な場合には、投資明細表を参照されたい。

** 金融デリバティブ商品には、ヘッジなしの為替先渡契約の評価益／（評価損）が含まれる。

2013年7月31日に終了した年度においては、レベル1、レベル2、およびレベル3 間の移転は何もなかった。当ファンドは各レベル間で移転する投資対象を会計期末時点で計算している。

(C) **有価証券取引と投資収益。**有価証券取引は財務報告の目的上、取引日現在で記録される。発行日取引または遅延受渡しベースで購入ないし売却された証券は、取引日の1カ月ないしそれ以上後に決済される場合がある。売却証券からの実現利益および損失は個別法によって記録される。金利収益はディスカウントの増価とプレミアム償却を調整したあと発生主義ベースで記録される。投資収益は外国税額を差し引いて記録される。債券利息収益はその利息の回収が見込まれない証券については認識されない。

(D) **分配方針。**受託会社は投資運用会社に受益者への分配権限を委譲している。分配金は当ファンドの当期における純投資収益、純実現キャピタルゲインおよび未実現キャピタルゲイン（評価益）、ならびにファンド元本から支払われる。投資運用会社は（その義務はもたないものの）分配金の登録日に登録された受益者に対して、月間分配金を同日に支払う方針である。

分配金は自動的に再投資され、手取金は受益者のために同一クラスの受益証券の追加購入の申込みに充当される。

2013年7月31日に終了した年度について発表され、再投資された分配金は次の通りである。

受益者への分配金	純投資収益、キャピタルゲイン および元本より
クラスA	\$(30,501)
クラスB	(346,783)
合計	\$(377,284)

財務諸表への注記（続き）

2013年7月31日

(E) 現金と外貨

外国証券、保有通貨、およびその他の資産と負債の公正価額は、各営業日現在の為替レートに基づいて当ファンドの機能通貨に換算される。為替レートの変化に伴う保有通貨およびその他の資産ならびに負債の価値の変動は為替評価損益として記録される。投資有価証券の実現損益および評価損益、ならびに収益と費用は、それらの取引の実行日と報告日にそれぞれ記録される。外貨の為替レートの変化が有価証券への投資に与えた影響は、損益計算書の中でこれらの証券の市場相場価格の変動による影響とは別扱いされず、純実現損益および評価損益の中に含まれる。

(F) 定期預金。当ファンドは受託会社の定めるところにより、保管会社を通じて余分な現金残高を1カ所以上の適格預金取扱機関の翌日物定期預金に預ける。これらは当ファンドの投資明細表の短期投資に分類される。

(G) 為替先渡契約。当ファンドは有価証券の一部または全部に関連した通貨エクスポージャーをヘッジするため、もしくは投資戦略の一環として、計画された有価証券の購入または売却の決済に関連して為替先渡契約を結ぶことができる。為替先渡契約は将来の一定の日に指定価格で通貨を売り買いするために2当事者間で結ばれる契約である。為替先渡契約の公正価値は先物為替レートの変化に従って変動する。為替先渡契約は日次ベースで時価評価され、評価額の変化は当ファンドによって評価損益として記録される。契約を開始した時点とクローズした時点との契約の評価額の差異に相当する実現損益は通貨の引き渡しまたは受け取りの際に記録される。これらの契約は貸借対照表に反映された評価損益を超える市場リスクを伴う場合がある。これに加えて当ファンドは、もしカウンターパーティが契約の条件を満たせなかったり、あるいは通貨価値が基準通貨に不利に変化した場合には、リスクにさらされる恐れがある。当ファンドはまた、日本円の投資家に対する為替リスクをヘッジする目的で為替先渡契約を結ぶことも認められている。特定クラスの為替先渡契約から生じる損益はこれらの特定クラスに配分される。

(H) デリバティブ商品。ASC 815-10-50 はデリバティブ商品およびヘッジ活動に関する情報開示を義務付けている。それは当ファンドが、a) 事業体がどのような形でなぜデリバティブ商品を利用するのか、b) デリバティブ商品および関連ヘッジ商品はどのように会計処理されるのか、c) デリバティブ商品および関連ヘッジ商品は事業体の財政状態、財務業績、およびキャッシュフローにどのような影響を与えるのかを開示することを求めている。

当ファンドが保有している為替先渡契約は経済的なヘッジ目的として利用されているが、これらのデリバティブはASC 815 の要件の下では会計目的のためのヘッジ商品としては適格ではない。これらのデリバティブ商品

の公正価値は、貸借対照表に含まれ、公正価値の変化は損益計算書の中で実現損益、または評価損益のネットの変化として反映される。

財務諸表への注記（続き）

2013年7月31日

2013年7月31日現在、当ファンドは以下のデリバティブを保有している。

2013年7月31日時点の貸借対照表に対するデリバティブ商品の影響

場所	外国為替契約
資産デリバティブ	
為替先渡契約における評価益	\$ 57,296

2013年7月31日に終了した年度の損益計算書に対するデリバティブ商品の影響

場所	外国為替契約
業務活動の結果生じたと認識されるデリバティブの実現益／（損）	
為替先渡契約による純実現損	\$ (1,319,022)

業務活動の結果生じたと認識されるデリバティブの評価益／（損）の変

動	
為替先渡契約による評価益の純変動	\$ 20,529

2013年7月31日に終了した年度における為替先渡契約残高の平均契約額は以下の通りである。

クラスA	\$ 323,331
クラス B	\$ 5,539,618

3. 所得税

当ファンドは課税上の地位に関してケイマン諸島法に従っている。ケイマン諸島の現行法により、利益、収益、利得または評価益に対して税金は課せられず、また、遺産税や相続税という性格を持ついかなる税金も課せられない。当ファンドを構成する資産、または当ファンドの下で生じる収益に対しても税は課されない。また、当該資産または収益に関し、受益者に対して税金は適用されない。当ファンドによる分配金に対しても、あるいは受益証券の買戻しに伴う純資産価額の支払いに対しても、源泉徴収税は何も適用されない。この結果、財務諸表の中で所得税の引当ては何もなかった。

当ファンドは全般的に、米国連邦所得税の目的上、米国で取引または事業に従事しているとみなされないように、その活動を実施することを意図している。特に当ファンドは、1986年内国歳入法（改訂後）におけるセーフ・ハーバーに適格となることを意図している。同法に基づき当ファンドは、その活動が自己勘定による株式および有価証券またはコモディティーに限定される場合には、当該事業に従事しているとはみなされない。もし当ファンドの収益のどれも当ファンドの米国における取引または事業と実質的に関連していない場合でも、当ファンドが米国を源泉として得る特定のカテゴリーの収益（配当金および特定の種類の金利収益を含む）は30%の米国の税金が課され、この税金は一般的に当該収益から源泉徴収される。

税務ポジションの不確実性に対する会計処理と開示に関する権威ある指針（財務会計基準審議会—会計基準成文化740）は、受託会社に対して、当ファンドの税務ポジションが、関連する不服申立てまたは訴訟手続きの解決を含めて、税務調査の際に支持される可能性の方が高いかどうかの判断を、同ポジションの技術上のメリットに基づいて決めることを求めている。この支持される可能性の方が高いという基準を満たす税務ポジションについては、財務諸表の中で認識される税金金額は関係税務当局と最終的に和解した時点で実現する可能性が50%を超える最大限の税免除分が減額される。投資運用会社は当ファンドの税務ポジションを審査し、財務諸表の中で税金の引当ては必要ないと判断した。不確実な税務ポジションに関連した利息またはペナルティーは現在何も存在しない。

財務諸表への注記（続き）

2013年7月31日

2013年7月31日現在、米国を除いた主要な税務管轄の調査の対象に引き続きなっている税務年度は、業務開始から現在に至るまでの期間である。米国の連邦管轄の調査の対象となっている期間には業務開始から2013年7月31日までの期間が含まれる。

4. 受益証券

2013年7月31日現在、すべての発行済み受益証券は1受益者によって所有されている。

(A) 受益証券の当初購入申込み。受益証券は1受益者の自己勘定によって購入されるので、結果的に当ファンドの資産は不可分な受益権になっている。共同受益者ならば、共同持ち分に応じた受益権を有することになる。

クラス A 受益証券とクラス B 受益証券は当初発行日に1口当たり100円の固定価格で募集を行っている。当ファンドへの最低当初投資額は10,000,000円となっている。受託会社は一般的ケースまたは特別のケースのいずれにおいてもこの条件を放棄するか、あるいは最低当初投資額を引き下げることができる。しかしながら、当トラストがケイマン諸島ミューチュアルファンド法第4条3項に基づいて登録されている限り、最低当初投資額は100,000円（あるいは関連の取引通貨の場合は、100,000円相当額）を下回ることはできない。

(B) その後の受益証券の購入申込み。受益証券の当初発行後は、適格投資家は各営業日において募集申込み日における該当クラスの1受益証券当たり純資産価額に等しい適切な申込み価格で受益証券の購入を申込みことができる。受益者による最低追加投資金額は1,000円である。受益証券に対するすべての支払いは購入を申込み受益証券クラスの取引通貨で行われる。受託会社はいかなる理由によっても、理由を示すことなしにいかなる購入申込みに対してもそれを拒否することができる。

購入申込みは取り消すことはできない。申込み期限後に受けたいかなる購入申込みも、次回の購入申込み日における受益証券購入の要請として処理される。

(C) 受益証券の譲渡。受益者は受託会社の事前の書面による承認がある場合にのみ、保有受益証券を譲渡することができる。受益証券のいかなる譲渡も、それが当ファンドの受益者登録簿に記載されるまでは、受託会社または受益者に対して有効で拘束力のあるものとはならない。

(D) 買戻し。各受益者は受益証券を、最低数量が0.01口以上の数か、あるいは1,000円以上の価格ベースのいずれかで買戻し請求することができる。いったん管理会社が買戻し請求を受け取れば、買戻しが停止されているか、あるいは受託会社による他の合意がない限り、受益者は買戻し請求を取り消すことはできない。

5. リスク要因

当ファンドの投資対象は投機的で、高い度合いのリスクを伴う。いかなるファンドとも同様に、当ファンドがその目標を達成すること、あるいは当ファンドのパフォーマンスがいかなる期間においても黒字になるということは保証できない。従って受益証券の購入を予定している投資家は以下のリスク要因を考慮に入れるべきである。これらのリスク要因は当ファンドへの投資に関連したすべてのリスク要因を網羅した完全なリストではない。

(A) **市場リスク**。市場リスクとは当ファンドが投資する1つあるいは複数の市場の価格が下落するリスクで、それには市場が予測し難い急落を演じる可能性が含まれる。選択リスクとは、投資運用会社が選択する証券が、市場、関連指数、または同様の投資目標と投資戦略を持つ他のファンドが選択した証券を下回るリスクを言う。

財務諸表への注記（続き）

2013年7月31日

(B) **金利リスク**。金利リスクは、金利が低下するときに債券の価格が全般的に上昇し、金利が上昇するときにそれらの価格が下落するリスクを指す。長期証券の価格は一般的に、短期証券の価格よりも金利の変化により大きく反応して変動する。当ファンドは、短期金利または長期金利が急上昇したり、あるいは投資運用会社が予想しなかったような変化を示した場合に損失を被る可能性がある。

(C) **カウンターパーティーおよびブローカーリスク**。当ファンドが取引または投資を行う金融機関およびカウンターパーティー（銀行および証券会社を含む）は財務上の困難および当ファンドに対するそれぞれの義務の不履行に直面する場合がある。そのようないかなる不履行も当ファンドに重大な損失をもたらす場合がある。さらに、当ファンドは一定の取引の支払いを保証するためにカウンターパーティーに担保を差し入れることがある。

(D) **信用リスク**。信用リスクとは、証券の発行者が期日までに金利の支払いや元本の返済ができなくなるリスクを言う。発行者の信用格付けの変更、あるいは発行者の信用状態に対する市場の受け止め方も、同発行者に対する当ファンドの投資の評価額に影響を与える可能性がある。信用リスクの度合いは発行者の財政状態および債務の条件の双方に左右される。

(E) **為替リスク**。当ファンドが投資する証券およびその他の金融商品は当ファンドの機能通貨以外の通貨で表示、あるいは価格が示される場合がある。このために外国通貨の為替レートの変化がファンドのポートフォリオの価額に影響を与える可能性を持つ。一般的には当ファンドの機能通貨の価額が別の通貨に対して上昇すれば、別の通貨建ての証券は、価額を低下させることになる。というのは、当該通貨をファンドの機能通貨へ換算する際に価額が低下する効果もたらされているためである。これとは逆に、ファンドの機能通貨の価値が別の通貨に対して低下すれば、同通貨建ての証券の価額は上昇する。一般に「為替リスク」として知られるこのリスクは、当ファンドの強い機能通貨が投資家へのリターンを減らし、弱い機能通貨はこれらのリターンを高める可能性があることを意味している。

(F) **保管リスク**。当ファンドは、自己の証券のすべての保管状況を管理しているわけではない。保管会社または保管会社として選任されたその他の銀行もしくは証券会社が支払不能となり、そのためにそれらの保管会社が保有する証券の全部または一部を当ファンドが失う可能性がある。

(G) **流動性リスク**。流動性リスクは特定の投資対象の購入や売却が困難な場合に発生する。当ファンドによる流動性の低い証券への投資により、流動性の低い証券を有利なタイミングまたは価格で売却できない場合があるために、当ファンドのリターンが低下する可能性がある。当ファンドの主たる投資戦略が先進国以外の証券、デリバティブ、または重大な市場もしくは信用リスクを伴う証券を含む程度において、当ファンドは流動性リスクに対して最大のエクスポージャーを持つ傾向がある。

(H) **期限前償還リスク**。金利が低い時、発行者は多くの場合「償還条項付き証券」の裏付けとなる原債務を早期に返済することになる。そのような場合に当ファンドは償還金をより利回りの低い投資対象に再投資しなければならず、金利低下による証券価格の上昇から利益を得られない可能性がある。

(I) **集中リスク**。比較的少数の証券、セクター、産業、または地理的な地域に投資が集中することで、パフォーマンスに重大な影響を及ぼす可能性がある。分散が低下した結果、証券、セクター、産業または地域のグループのパフォーマンスの低さがアンダーパフォームにつながる可能性がある。加えて、当該グループへのエクスポージャーの水準が高まることでボラティリティが上昇する場合がある。

(J) **ハイイールド債リスク**。当ファンドは主にハイイールド債に投資する。当ファンドはアジアの企業が発行した高利回りの投資適格等級を下回る社債に投資することができる。当該企業は負債を有し、キャッシュフローにその他の負担がかかっているため、高い財務リスクを伴う。

財務諸表への注記（続き）

2013年7月31日

(K) **デリバティブリスク**。当ファンドはその投資対象をヘッジしたり、あるいはリターンを高めるためにデリバティブ商品を利用することができる。デリバティブは当ファンドがそのリスク・エクスポージャーを他のタイプの商品よりも迅速かつ効率的に高めたり減らしたりすることを可能にする。デリバティブは変動性が高く、以下を含めた重要なリスクを伴う。

- ・ **信用リスク** — デリバティブ取引のカウンターパーティー（取引の相手側の当事者）が当ファンドに対する金銭債務を履行できなくなるリスク。
- ・ **レバレッジ・リスク** — 比較的小さな市場相場の動きが投資対象の価値の大幅な変化を招く可能性のある特定のタイプの投資対象または投資戦略に関連したリスク。レバレッジを伴う特定の投資対象または取引戦略は、当初の投資額を大きく超える損失を招く可能性もある。
- ・ **流動性リスク** — 特定の証券について、売り手が売りたいときに、あるいは同証券が現在それだけの価値があると売り手が考える価格で、売却することが困難あるいは不可能になるリスク。

当ファンドは予定ヘッジを含むヘッジ目的のためにデリバティブを利用することができる。ヘッジは当ファンドがファンドの他の保有商品に関連したリスクを相殺するためにデリバティブを使う戦略である。ヘッジは損失を減らすことができるが、もし市場が当ファンドの想定とは異なった形で動いたり、あるいはデリバティブのコストがヘッジによる利益を上回る場合には、利益を減らすか、ゼロにしたり、あるいは損失をもたらす場合がある。またヘッジにはデリバティブの価額の変化が当ファンドが予想したヘッジ対象保有商品の価額の変化とマッチしないというリスクがあり、その場合はヘッジ対象の保有商品に係る損失が減らずに増える可能性もある。当ファンドのヘッジ戦略がリスクを減らしたり、あるいはヘッジ取引が利用可能になるか、あるいは費用効果が高いものとなるかどうかについては保証できない。当ファンドはヘッジの利用を義務付けられておらず、ヘッジを利用しないことも選択できる。当ファンドはリターンを高めるためにデリバティブを利用することができるため、当ファンドがヘッジ目的のためにのみデリバティブを利用する場合と比較して、その投資対象によって当ファンドがより大きな上記リスクに晒されることになる。リターンを高めるためにデリバティブを利用することは、投機的になる可能性がある。

6. 保証と補償

当トラストと当ファンドの設立文書に基づき、特定の当事者（受託会社および投資運用会社を含む）は当ファンドに対する義務の履行から生じ得る一定の負債に対して補償される。それに加えて、通常の営業過程において、当ファンドは様々な補償条項を含む契約を結んでいる。これらの取決めに基づく当ファンドの最大限のエクスポージャーがどの程度なのかは、当ファンドに対してなされ得る、まだ起こっていない将来の請求が含まれるものであるため、不明である。しかしながら、当ファンドはこれらの契約に基づく補償請求や損失はこれまで何も受けていない。

7. 報酬および費用

(A) **会計および管理報酬**。受託会社は管理会社と会計および管理契約を結び、これに基づき管理会社は、月間の最低報酬を3,750ドルとすることを条件に、純資産の最初の5億ドルについて0.06%、次の5億ドルについては0.05%、純資産が10億ドルを超える部分については0.04%の報酬を受け取る。

管理会社はまた、当ファンドから立替実費の支払いを受ける。2013年7月31日に終了した年度に管理会社が稼得した報酬と期末時点での管理会社への未払報酬残高は、それぞれ損益計算書と貸借対照表に開示されている。

財務諸表への注記（続き）

2013年7月31日

(B) **保管報酬**。受託会社はBrown Brothers Harriman & Co.（以下「保管会社」）との間で保管契約を結び、これに基づき保管会社は純資産額と取引量に基づいて計算され月次で支払われる報酬を受け取る。2013年7月31

日に終了した年度に保管会社が稼得した報酬と期末時点での保管会社への未払報酬残高は、それぞれ損益計算書と貸借対照表に開示されている。

(C) **受託会社報酬**。受託会社は12,500ドルの年間報酬、プラス追加時間費用、立替実費、およびスタートアップ経費を受け取る。受託会社はまた、当トラストに関して年間2,500ドルの報酬を、全サブファンドに比例ベースで配分される形で受け取る。2013年7月31日に終了した年度に受託会社が稼得した報酬と期末時点での保管会社への未払報酬残高は、それぞれ損益計算書と貸借対照表に開示されている。

(D) **名義書換代理会社報酬**。受託会社はBrown Brothers Harriman & Co.（以下「名義書換代理会社」）との間で名義書換代理契約を結び、それに基づき名義書換代理会社は全純資産の0.01%に相当する年間報酬と1取引当たりの取引手数料を受け取る。2013年7月31日に終了した年度に名義書換代理会社が稼得した報酬と期末時点での名義書換代理会社への未払報酬残高は、それぞれ損益計算書と貸借対照表に開示されている。

(E) **投資運用会社報酬**。投資運用会社は平均純資産価額の0.50%の年間報酬を受け取る。投資運用会社報酬は月次ベースで計算され、後払いで支払われる。2013年7月31日に終了した年度に投資運用会社が稼得した報酬と期末時点での投資運用会社への未払報酬残高は、それぞれ損益計算書と貸借対照表に開示されている。

8. 会計関係の最近の公告

2011年12月に米財務会計基準審議会（FASB）は会計基準書アップデート第2011-11号「資産と負債の相殺に関する開示」を公表した。これは特定の金融商品およびデリバティブ商品に関連した相殺権の影響または潜在的影響を含め、相殺取決めによる事業体の財務ポジションに対する影響または潜在的影響を利用者が評価できるようにするための開示の強化を求めている。改訂は2013年1月1日以降に開始する会計年度に適用される。当ファンドは現在、同指針が財務諸表に与える影響を評価中である。

9. 後発事象

受託会社は貸借対照表日からこれら財務諸表が発表された2013年11月15日までの期間におけるすべての取引と事象を評価した。2013年8月1日から2013年11月15日までに6,056ドルの買戻しがあった。同期間に、95,157ドルの分配及び再投資があった。当ファンドに関連してそれ以外の報告すべき後発事象は何もない。

「ダイワ・マネースtock・マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

	平成26年2月17日現在	平成26年8月18日現在
	金 額（円）	金 額（円）
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	210,837,578	250,241,177
国債証券	619,945,887	679,970,125
流動資産合計	830,783,465	930,211,302

資産合計	830,783,465	930,211,302
負債の部		
流動負債		
流動負債合計	—	—
負債合計	—	—
純資産の部		
元本等		
元本 ※1	827,839,921	926,689,651
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	2,943,544	3,521,651
元本等合計	830,783,465	930,211,302
純資産合計	830,783,465	930,211,302
負債純資産合計	830,783,465	930,211,302

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区 分	自 平成26年2月18日 至 平成26年8月18日
有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券 個別法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）等で評価しております。

（貸借対照表に関する注記）

区 分	平成26年2月17日現在	平成26年8月18日現在
1. ※1 期首	平成25年8月20日	平成26年2月18日
期首元本額	809,900,949円	827,839,921円
期中追加設定元本額	320,513,561円	208,556,986円
期中一部解約元本額	302,574,589円	109,707,256円
期末元本額の内訳		
ファンド名		
ダイワ・グローバル・ハイブリッド証券ファンド（為替ヘッジあり）	998円	998円

ダイワ米国担保付貸付債権 ファンド（為替ヘッジあり）	－円	112,594,660円
ダイワ米国担保付貸付債権 ファンド（為替ヘッジなし）	－円	73,734,556円
ダイワ米国バンクローン・ ファンド（為替ヘッジあり）	－円	9,963円
2014-07		
新興国ソブリン・豪ドルファ ンド（毎月決算型）	999円	999円
新興国ソブリン・ブラジルレ アルファンド（毎月決算型）	999円	999円
新興国ソブリン・ファンド （為替ヘッジあり／毎月決算 型）	999円	999円
アジア高利回り社債ファンド （為替ヘッジあり／毎月決算 型）	999円	999円
りそな毎月払出し・豪ドル債 ファンド Aコース	4,988,527円	4,988,527円
りそな毎月払出し・豪ドル債 ファンド Bコース	2,494,264円	2,494,264円
りそな毎月払出し・豪ドル債 ファンド Cコース	999,197円	999,197円
りそな毎月払出し・豪ドル債 ファンド2 Aコース	698,255円	698,255円
りそな毎月払出し・豪ドル債 ファンド2 Bコース	458,853円	458,853円
りそな毎月払出し・豪ドル債 ファンド2 Cコース	119,701円	－円
りそな毎月払出し・豪ドル債 ファンド3 Aコース	1,994,416円	1,994,416円
りそな毎月払出し・豪ドル債 ファンド3 Bコース	648,186円	648,186円
りそな毎月払出し・豪ドル債 ファンド3 Cコース	179,498円	179,498円
世界優先証券ファンド（為替 ヘッジあり／限定追加型）	998円	998円
US短期ハイ・イールド社債 ファンド（為替ヘッジあり／ 毎月決算型）	3,988,832円	3,988,832円

U S 短期高利回り社債ファン ド（為替ヘッジあり／年1回決 算型）	4,984円	4,984円
ダイワ／シュローダー・グ ローバル高利回りC B ファン ド（限定追加型）為替ヘッジ あり	7,009,001円	7,009,001円
ダイワ／シュローダー・グ ローバル高利回りC B ファン ド（限定追加型）為替ヘッジ なし	904,221円	904,221円
ダイワ／モルガン・スタン レー新興4カ国不動産関連 ファンドー成長の槌音（つち おと）ー	11,000,000円	11,000,000円
ダイワ／ハリス世界厳選株 ファンド・マネー・ポート フォリオ	467,216,251円	357,628,696円
ダイワ・アセアン内需関連株 ファンド・マネー・ポート フォリオ	185,564,652円	185,564,652円
ダイワ米国高利回り不動産証 券ファンド	19,942,168円	19,942,168円
通貨選択型ダイワ／ミレーア セット・グローバル・グレー トコンシューマー株式ファン ドII 豪ドル・コース（毎月分 配型）	ー円	4,184,518円
通貨選択型ダイワ／ミレーア セット・グローバル・グレー トコンシューマー株式ファン ドII ブラジル・リアル・コー ス（毎月分配型）	ー円	12,952,078円
通貨選択型ダイワ／ミレーア セット・グローバル・グレー トコンシューマー株式ファン ドII 通貨セレクト・コース （毎月分配型）	ー円	4,981,569円
ダイワU S 短期ハイ・イール ド社債ファンド（為替ヘッジ あり／年1回決算型）	99,653円	199,295円

ダイワ先進国リートα 為替 ヘッジあり（毎月分配型）	399,083円	399,083円
ダイワ先進国リートα 為替 ヘッジなし（毎月分配型）	99,771円	99,771円
通貨選択型ダイワ先進国リー トα 円ヘッジコース（毎月 分配型）	399,083円	399,083円
通貨選択型ダイワ先進国リー トα 通貨セレクトコース （毎月分配型）	99,771円	99,771円
ダイワ／ミレーアセット・グ ローバル・グレートコン シューマー株式ファンド（為 替ヘッジあり）	20,016,725円	20,016,725円
ダイワ／ミレーアセット・グ ローバル・グレートコン シューマー株式ファンド（為 替ヘッジなし）	4,000,959円	4,000,959円
ダイワ／ミレーアセット・ア ジア・セクターリーダー株 ファンド	49,850,449円	49,850,449円
ダイワ日本株ストラテジーα （通貨選択型）－ジャパン・ トリプルリターンズ－ 日本 円・コース（毎月分配型）	398,764円	398,764円
ダイワ日本株ストラテジーα （通貨選択型）－ジャパン・ トリプルリターンズ－ 豪ド ル・コース（毎月分配型）	99,691円	99,691円
ダイワ日本株ストラテジーα （通貨選択型）－ジャパン・ トリプルリターンズ－ ブラジ ル・リアル・コース（毎月分 配型）	398,764円	398,764円
ダイワ日本株ストラテジーα （通貨選択型）－ジャパン・ トリプルリターンズ－ 米ド ル・コース（毎月分配型）	398,764円	398,764円

ダイワ日本株ストラテジーα （通貨選択型）－ジャパン・ トリプルリターンズ－通貨セ レクト・コース（毎月分配 型）	1,993,820円	1,993,820円
通貨選択型ダイワ米国厳選株 ファンド－イーグルアイⅡ－ 予想分配金提示型 日本円・ コース	3,488,836円	3,488,836円
通貨選択型ダイワ米国厳選株 ファンド－イーグルアイⅡ－ 予想分配金提示型 豪ドル・ コース	2,492,026円	2,492,026円
通貨選択型ダイワ米国厳選株 ファンド－イーグルアイⅡ－ 予想分配金提示型 ブラジル・ リアル・コース	3,488,836円	3,488,836円
通貨選択型ダイワ米国厳選株 ファンド－イーグルアイⅡ－ 予想分配金提示型 米ドル・ コース	19,936,205円	19,936,205円
通貨選択型ダイワ米国厳選株 ファンド－イーグルアイⅡ－ 予想分配金提示型 通貨セレクト ・コース	11,961,723円	11,961,723円
計	827,839,921円	926,689,651円
2. 期末日における受益権の総数	827,839,921口	926,689,651口

（金融商品に関する注記）

I 金融商品の状況に関する事項

区 分	自 平成26年2月18日 至 平成26年8月18日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務であり、その詳細を附属明細表に記載しております。これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク（価格変動、金利変動等）、信用リスク、流動性リスクであります。

3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。

II 金融商品の時価等に関する事項

区 分	平成26年8月18日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種 類	平成26年2月17日現在	平成26年8月18日現在
	当期間の損益に 含まれた評価差額（円）	当期間の損益に 含まれた評価差額（円）
国債証券	30,944	23,255
合計	30,944	23,255

（注） 「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から期末日までの期間（平成25年12月10日から平成26年2月17日まで、及び平成25年12月10日から平成26年8月18日まで）を指しております。

（デリバティブ取引に関する注記）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

平成26年2月17日現在	平成26年8月18日現在
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（1口当たり情報）

	平成26年2月17日現在	平成26年8月18日現在
1口当たり純資産額	1.0036円	1.0038円

(1万口当たり純資産額)	(10,036円)	(10,038円)
--------------	-----------	-----------

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額 (円)	評価額 (円)	備考
国債証券	4 5 4 国庫短期証券	100,000,000	99,999,204	
	4 5 9 国庫短期証券	70,000,000	69,997,886	
	4 6 1 国庫短期証券	40,000,000	39,998,584	
	4 6 3 国庫短期証券	70,000,000	69,996,654	
	4 6 5 国庫短期証券	60,000,000	59,997,595	
	4 6 7 国庫短期証券	60,000,000	59,997,387	
	4 6 8 国庫短期証券	70,000,000	69,995,947	
	4 6 9 国庫短期証券	60,000,000	59,995,868	
	4 7 1 国庫短期証券	70,000,000	69,995,800	
	4 7 3 国庫短期証券	80,000,000	79,995,200	
国債証券 合計			679,970,125	
合計			679,970,125	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

平成26年9月30日

I	資産総額	527,298,113円
II	負債総額	204,159円
III	純資産総額（I－II）	527,093,954円
IV	発行済数量	450,000,000口
V	1単位当たり純資産額（III／IV）	1.1713円

(参考) ダイワ・マネースtock・マザーファンド

純資産額計算書

平成26年9月30日

I	資産総額	930,258,168円
II	負債総額	0円
III	純資産総額（I－II）	930,258,168円
IV	発行済数量	926,699,614口
V	1単位当たり純資産額（III／IV）	1.0038円

第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換えの手続き等

該当事項はありません。

(2) 受益者に対する特典

ありません。

(3) 譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

(4) 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(5) 受益権の譲渡

- ① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ③ 上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(6) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(7) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

受益権の再分割を行なうにあたり、各受益者が保有する受益権口数に1口未満の端数が生じることとなる場合には、当該端数を切り捨てるものとし、当該端数処理は口座管理機関ごとに行ないます。また、各受益者が保有することとなる受益権口数の合計数と、受益権の再分割の比率に基づき委託会社が計算する受益権口数の合計数との間に差が生じることとなる場合には、委託会社が計算する受益権口数を当該差分減らし、当該口数にかかる金額については益金として計上することとします。

(8) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された

受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。

(9) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第二部 【委託会社等の情報】

第1 【委託会社等の概況】

1 【委託会社等の概況】

a. 資本金の額

平成26年9月末日現在

資本金の額 151億7,427万2,500円

発行可能株式総数 799万9,980株

発行済株式総数 260万8,525株

過去5年間ににおける資本金の額の増減：該当事項はありません。

b. 委託会社の機構

① 会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役は、株主総会において選任され、その任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでです。

取締役会は、3名以内の代表取締役を選定し、代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

また、取締役、役付執行役員等から構成される経営会議は、経営全般にかかる基本的事項を審議し、決定します。経営会議は、分科会を設置し、専門的な事項についてはその権限を委ねることができます。

② 投資運用の意思決定機構

投資運用の意思決定機構の概要は、以下のとおりとなっています。

イ. ファンド個別会議

ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を経営会議の分科会であるファンド個別会議において審議・決定します。

ロ. 投資環境検討会

運用最高責任者であるCIO（Chief Investment Officer）が議長となり、原則として月1回投資環境検討会を開催し、投資環境について検討します。

ハ. 運用会議

CIOが議長となり、原則として月1回運用会議を開催し、基本的な運用方針を決定します。

ニ. 運用部長・ファンドマネージャー

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で決定された基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成します。運用部長は、ファンドマネージャーから提示を受けた運用計画書について、基本計画書および運用会議の決定事項との整合性等を確認し、承認します。

ホ. ファンド評価会議、運用審査会議およびオペレーショナルリスク会議

ファンド評価会議は、運用実績・運用リスクの状況について、分析・検討を行ない、運用部にフィードバックします。また、運用審査会議は、経営会議の分科会として、ファンドの運用実績を

把握し評価するとともに、取締役会から権限を委任され、ファンドの運用リスクの状況・運用リスク管理等の状況についての報告を受けて、必要事項を審議・決定します。

さらに、運用が適切に行なわれたかについて、経営会議の分科会であるオペレーショナルリスク会議において法令等の遵守状況に関する報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

2 【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務等の関連する業務を行なっています。

平成26年9月末日現在、委託会社が運用を行なっている投資信託（親投資信託を除きます。）は次のとおりです。

基本的性格	本数（本）	純資産額の合計額（百万円）
単位型株式投資信託	16	178,500
追加型株式投資信託	528	10,266,586
株式投資信託 合計	544	10,445,086
単位型公社債投資信託	-	-
追加型公社債投資信託	17	3,186,555
公社債投資信託 合計	17	3,186,555
総合計	561	13,631,641

3 【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

なお、当事業年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）の財務諸表に含まれる比較情報については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成24年9月21日内閣府令第61号）附則第2条第2項により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）の財務諸表についての監査を、有限責任 あずさ監査法人により受けております。

3. 財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(1) 【貸借対照表】

（単位:千円）

	前事業年度 (平成25年3月31日現在)	当事業年度 (平成26年3月31日現在)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	14,380,327	15,186,222
有価証券	9,427,636	15,003,765
前払金	207	453
前払費用	142,919	157,453
未収入金	521,825	—
未収委託者報酬	7,183,011	8,265,950
未収収益	106,914	103,432
貯蔵品	9,551	14,492
繰延税金資産	491,727	674,141
その他	8,445	597
流動資産計	32,272,567	39,406,511
固定資産		
有形固定資産	※1 254,258	※1 252,417
建物（純額）	26,257	23,555
器具備品（純額）	222,274	224,362
リース資産（純額）	5,726	4,499
無形固定資産	3,194,512	2,991,462
ソフトウェア	3,132,238	2,910,918
ソフトウェア仮勘定	50,423	68,693
電話加入権	11,850	11,850
投資その他の資産	15,113,434	15,077,046

投資有価証券	8,342,934	8,338,733
関係会社株式	5,141,069	5,141,069
出資金	136,315	129,405
従業員に対する長期貸付金	92,527	68,396
差入保証金	1,000,820	997,594
長期前払費用	7,376	6,484
投資不動産（純額）	※1 402,340	※1 398,402
貸倒引当金	△9,950	△3,040
固定資産計	18,562,205	18,320,926
資産合計	50,834,773	57,727,438

(単位:千円)

	前事業年度 (平成25年3月31日現在)	当事業年度 (平成26年3月31日現在)
負債の部		
流動負債		
リース債務	1,227	1,227
預り金	56,491	53,677
未払金	6,795,899	8,998,456
未払収益分配金	10,333	7,931
未払償還金	113,002	77,698
未払手数料	3,764,501	4,277,412
その他未払金	※2 2,908,061	※2 4,635,414
未払費用	3,383,551	3,463,796
未払法人税等	588,040	1,530,565
未払消費税等	189,139	530,831
賞与引当金	841,300	955,600
流動負債計	11,855,648	15,534,154
固定負債		
リース債務	4,494	3,272
退職給付引当金	1,935,442	1,959,451
役員退職慰労引当金	67,410	80,280
繰延税金負債	1,740,407	1,789,543
固定負債計	3,747,753	3,832,547
負債合計	15,603,402	19,366,702
純資産の部		
株主資本		
資本金	15,174,272	15,174,272
資本剰余金		
資本準備金	11,495,727	11,495,727

資本剰余金合計	11,495,727	11,495,727
利益剰余金		
利益準備金	374,297	374,297
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	7,722,723	10,821,849
利益剰余金合計	8,097,020	11,196,146
株主資本合計	34,767,020	37,866,146
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	464,350	494,589
評価・換算差額等合計	464,350	494,589
純資産合計	35,231,371	38,360,735
負債・純資産合計	50,834,773	57,727,438

(2) 【損益計算書】

(単位:千円)

	前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	73,498,726	84,771,977
その他営業収益	526,465	788,473
営業収益計	74,025,191	85,560,451
営業費用		
支払手数料	41,213,272	47,520,063
広告宣伝費	604,864	668,841
公告費	949	533
受益証券発行費	—	25
調査費	8,116,701	8,246,807
調査費	824,915	741,792
委託調査費	7,291,786	7,505,015
委託計算費	807,090	735,588
営業雑経費	1,280,599	1,322,711
通信費	206,564	249,081
印刷費	404,023	477,092
協会費	53,643	54,190
諸会費	11,281	11,711
その他営業雑経費	605,086	530,634
営業費用計	52,023,478	58,494,570
一般管理費		
給料	5,264,128	5,708,541
役員報酬	249,180	243,000
給料・手当	3,782,533	3,785,717

賞与	391,114	724,223
賞与引当金繰入額	841,300	955,600
福利厚生費	809,254	793,740
交際費	55,806	37,951
寄付金	636	—
旅費交通費	196,147	191,623
租税公課	206,178	222,767
不動産賃借料	887,968	1,182,703
退職給付費用	469,713	373,920
役員退職慰労引当金繰入額	38,970	33,750
固定資産減価償却費	1,181,438	963,183
諸経費	1,094,627	1,354,169
一般管理費計	10,204,869	10,862,351
営業利益	11,796,843	16,203,530

(単位:千円)

	前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
営業外収益		
受取配当金	※1 257,704	※1 144,660
有価証券利息	11,102	13,966
受取利息	10,598	9,117
時効成立分配金・償還金	21,305	44,877
投資有価証券売却益	279,443	64,122
有価証券償還益	101,052	63,228
その他	44,912	34,445
営業外収益計	726,118	374,418
営業外費用		
時効成立後支払分配金・償還金	19,392	16,985
投資有価証券売却損	36,469	3,171
有価証券償還損	33,338	18,848
投資不動産管理費用	16,271	16,864
貯蔵品廃棄損	9,990	9,503
その他	13,120	9,343
営業外費用計	128,584	74,716
経常利益	12,394,377	16,503,232
特別利益		
投資有価証券売却益	39,827	—
固定資産売却益	31	—
その他	16,466	—

特別利益計		56,325	—
特別損失			
固定資産除却損	※2	129,816	※2 888
本社移転関連費用		1,099,913	—
その他		14,428	—
特別損失計		1,244,158	888
税引前当期純利益		11,206,544	16,502,343
法人税、住民税及び事業税		4,286,691	6,525,874
法人税等調整額		△109,902	△150,022
法人税等合計		4,176,789	6,375,851
当期純利益		7,029,755	10,126,492

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					株主資本
	資本金	資本剰余金	利益剰余金			株主資本合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計	
				繰越利益剰余金		
当期首残高	15,174,272	11,495,727	374,297	7,715,116	8,089,414	34,759,414
当期変動額						
剰余金の配当	-	-	-	△7,022,149	△7,022,149	△7,022,149
当期純利益	-	-	-	7,029,755	7,029,755	7,029,755
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	7,606	7,606	7,606
当期末残高	15,174,272	11,495,727	374,297	7,722,723	8,097,020	34,767,020

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価 証券評価 差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	33,879	53,783	87,663	34,847,077
当期変動額				
剰余金の配当	-	-	-	△7,022,149
当期純利益	-	-	-	7,029,755
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）	430,470	△53,783	376,686	376,686
当期変動額合計	430,470	△53,783	376,686	384,293
当期末残高	464,350	-	464,350	35,231,371

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					株主資本
	資本金	資本剰余金	利益剰余金			株主資本合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計	
				繰越利益剰余金		
当期首残高	15,174,272	11,495,727	374,297	7,722,723	8,097,020	34,767,020
当期変動額						
剰余金の配当	-	-	-	△7,027,366	△7,027,366	△7,027,366
当期純利益	-	-	-	10,126,492	10,126,492	10,126,492
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	3,099,125	3,099,125	3,099,125
当期末残高	15,174,272	11,495,727	374,297	10,821,849	11,196,146	37,866,146

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	464,350	-	464,350	35,231,371
当期変動額				
剰余金の配当	-	-	-	△7,027,366
当期純利益	-	-	-	10,126,492
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	30,238	-	30,238	30,238
当期変動額合計	30,238	-	30,238	3,129,364
当期末残高	494,589	-	494,589	38,360,735

注記事項

（重要な会計方針）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

（1）子会社及び関連会社株式

移動平均法による原価法により計上しております。

（2）その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産及び投資不動産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	8～47年
器具備品	4～20年

（会計上の見積もりの変更と区別することが困難な会計方針の変更）

当社は、当事業年度より有形固定資産（投資不動産を含む）の減価償却方法を定率法から定額法に変更いたしました。

この変更は、本社移転を契機に当社の有形固定資産の使用実態を見直した結果、当社において使用する有形固定資産は安定的に使用されており、その投資効果は、耐用年数の期間中に平均的・安定的に発現するものであるため、定額法が当社の企業活動をより適切に反映した減価償却方法であると判断したためであります。

この変更による当事業年度の損益に与える影響は軽微です。

（２）無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年間）に基づく定額法によっております。

（３）長期前払費用

定額法によっております。

（４）リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

３．引当金の計上基準

（１）貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率法により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については財務内容評価法により計上しております。

（２）賞与引当金

役員及び従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

（３）退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当社の退職金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。これは、当社の退職金は将来の昇給等による給付額の変動がなく、貢献度、能力及び実績等に応じて各事業年度ごとに各人別の勤務費用が確定するためであります。

また、執行役員・参与についても、当社の退職金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

（４）役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社の役員退職慰労金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

４．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

（１）消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜処理によっております。

（２）連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

（表示方法の変更）

（損益計算書）

前事業年度において、「営業外費用」の「その他」に含めていた「貯蔵品廃棄損」は重要性が増したため当事業年度より区分掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「営業外費用」の「その他」に表示していた23,111千円は、「貯蔵品廃棄損」9,990千円、「その他」13,120千円として組替えております。

（貸借対照表関係）

※ 1 有形固定資産及び投資不動産の減価償却累計額

	前事業年度 (平成25年 3 月31日現在)	当事業年度 (平成26年 3 月31日現在)
建物	15,528千円	18,230千円
器具備品	250,072千円	249,761千円
リース資産	409千円	1,636千円
投資建物	724,130千円	729,348千円
投資器具備品	23,691千円	24,180千円

※ 2 関係会社項目

関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。

	前事業年度 (平成25年 3 月31日現在)	当事業年度 (平成26年 3 月31日現在)
未払金	2,883,398千円	4,508,988千円

3 保証債務

前事業年度（平成25年 3 月31日現在）

子会社であるDaiwa Asset Management(Singapore)Ltd.の債務1,591,590千円に対して保証を行っております。

当事業年度（平成26年 3 月31日現在）

子会社であるDaiwa Asset Management(Singapore)Ltd.の債務1,719,900千円に対して保証を行っております。

（損益計算書関係）

※ 1 関係会社項目

関係会社に対する営業外収益には次のものがあります。

	前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
受取配当金	185,280千円	—

※2 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
建物	546千円	—
器具備品	128,892千円	888千円
無形固定資産（その他）	377千円	—
計	129,816千円	888千円

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

（単位：千株）

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	2,608	—	—	2,608
合 計	2,608	—	—	2,608

2. 配当に関する事項

（1）配当金支払額

決議	株式の種類	剰余金の配当の 総額（百万円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
平成24年6月25日 定時株主総会	普通株式	7,022	2,692	平成24年 3月31日	平成24年 6月26日

（2）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成25年6月24日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- ① 剰余金の配当の総額 7,027百万円
- ② 配当の原資 利益剰余金
- ③ 1株当たり配当額 2,694円
- ④ 基準日 平成25年3月31日
- ⑤ 効力発生日 平成25年6月25日

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	2,608	—	—	2,608
合 計	2,608	—	—	2,608

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	剰余金の配当の 総額（百万円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
平成25年6月24日 定時株主総会	普通株式	7,027	2,694	平成25年 3月31日	平成25年 6月25日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成26年6月25日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- ① 剰余金の配当の総額 10,126百万円
- ② 配当の原資 利益剰余金
- ③ 1株当たり配当額 3,882円
- ④ 基準日 平成26年3月31日
- ⑤ 効力発生日 平成26年6月26日

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言・代理業などの資産運用に関する事業を行っております。資金運用については安全性の高い金融商品に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

証券投資信託に係る運用報酬の未決済額である未収委託者報酬は、運用するファンドの財産が信託されており、「証券投資信託及び投資法人に関する法律」、その他関係法令等により一定の制限が設けられているためリスクは極めて軽微であります。有価証券及び投資有価証券は、証券投資信託、株式であります。証券投資信託は余資運用及び事業推進目的で保有しており、価格変動リスク及び為替変動リスクに晒されております。株式は上場株式、非上場株式並びに子会社株式を保有しており、上場株式は価格変動リスク及び発行体の信用リスクに、非上場株式及び子会社株式は発行体の信用リスクに晒されております。

未払手数料は証券投資信託の販売に係る手数料の未払額であります。その他未払金は主に連結納税の親会社へ支払う法人税の未払額であります。未払費用は主にファンド運用に係る業務を委託したこと等により発生する費用の未払額であります。これらは、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①市場リスクの管理

(i) 為替変動リスクの管理

当社は、財務リスク管理規程に従い、個別の案件ごとに為替変動リスク管理の検討を行っております。

(ii) 価格変動リスクの管理

当社は、財務リスク管理規程に従い、個別の案件ごとに価格変動リスク管理の検討を行っており、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し財務会議において報告を行っております。

②信用リスクの管理

発行体の信用リスクは財務リスク管理規程に従い、定期的に財務状況等を把握し財務会議において報告を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（＜注2＞参照のこと）。

前事業年度（平成25年3月31日現在）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	14,380,327	14,380,327	—
(2) 未収委託者報酬	7,183,011	7,183,011	—
(3) 未収入金	521,825	521,825	—
(4) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	16,711,401	16,711,401	—
資産計	38,796,567	38,796,567	—
(1) 未払手数料	3,764,501	3,764,501	—
(2) その他未払金	2,908,061	2,908,061	—
(3) 未払費用（*）	2,782,587	2,782,587	—
負債計	9,455,149	9,455,149	—

（*）未払費用のうち金融商品で時価開示の対象となるものを表示しております。

当事業年度（平成26年3月31日現在）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	15,186,222	15,186,222	—
(2) 未収委託者報酬	8,265,950	8,265,950	—
(3) 未収入金	—	—	—
(4) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	22,283,329	22,283,329	—
資産計	45,735,503	45,735,503	—
(1) 未払手数料	4,277,412	4,277,412	—
(2) その他未払金	4,635,414	4,635,414	—
(3) 未払費用（*）	2,678,610	2,678,610	—
負債計	11,591,437	11,591,437	—

（*）未払費用のうち金融商品で時価開示の対象となるものを表示しております。

<注1>金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、並びに(3) 未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。また、投資信託については、基準価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

負 債

(1) 未払手数料、(2) その他未払金、並びに(3) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

<注2>時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	前事業年度 (平成25年3月31日現在)	当事業年度 (平成26年3月31日現在)
(1) その他有価証券 非上場株式	1,059,169	1,059,169
(2) 子会社株式及び関連会社株式 子会社株式	5,141,069	5,141,069
(3) 差入保証金	1,000,820	997,594

これらは、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、時価開示の対象としておりません。

<注3>金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成25年3月31日現在）

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	14,380,327	-	-	-
未収委託者報酬	7,183,011	-	-	-
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの	-	1,434,397	4,840,276	-
合計	21,563,339	1,434,397	4,840,276	-

当事業年度（平成26年3月31日現在）

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	15,186,222	-	-	-
未収委託者報酬	8,265,950	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				

その他有価証券のうち満期があるもの	-	1,498,464	3,978,251	97,038
合計	23,452,173	1,498,464	3,978,251	97,038

（有価証券関係）

1. 子会社株式及び関連会社株式

前事業年度（平成25年3月31日現在）

子会社株式（貸借対照表計上額 5,141,069千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度（平成26年3月31日現在）

子会社株式（貸借対照表計上額 5,141,069千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2. その他有価証券

前事業年度（平成25年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの			
（１）株式	93,459	55,101	38,357
（２）その他			
証券投資信託の受益証券	6,224,312	5,440,857	783,455
小計	6,317,771	5,495,959	821,812
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの			
その他			
証券投資信託の受益証券	10,393,629	10,493,953	△100,323
小計	10,393,629	10,493,953	△100,323
合計	16,711,401	15,989,912	721,489

（注）非上場株式（貸借対照表計上額 1,059,169千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当事業年度（平成26年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの			
（１）株式	113,247	55,101	58,145
（２）その他			
証券投資信託の受益証券	5,625,179	4,873,552	751,626
小計	5,738,426	4,928,653	809,772

貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの			
その他			
証券投資信託の受益証券	16,544,903	16,586,202	△41,299
小計	16,544,903	16,586,202	△41,299
合計	22,283,329	21,514,856	768,472

(注) 非上場株式（貸借対照表計上額 1,059,169千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3. 売却したその他有価証券

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

種類	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
(1) 株式	141,128	39,827	-
(2) その他			
証券投資信託の受益証券	28,114,625	279,443	36,469
合計	28,255,753	319,271	36,469

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

種類	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
その他			
証券投資信託の受益証券	24,501,921	64,122	3,171
合計	24,501,921	64,122	3,171

4. 減損処理を行った有価証券

前事業年度において、その他有価証券（非上場株式）について3,220千円の減損処理を行っております。

当事業年度において、該当事項はありません。

(退職給付関係)

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、一時払いの退職金制度、及び確定拠出年金制度を併用しております。

2. 退職給付債務に関する事項

退職給付債務	1,935,442千円
退職給付引当金	1,935,442千円

3. 退職給付費用に関する事項

勤務費用	301,777千円
その他	167,935千円
退職給付費用	469,713千円

(注) 「その他」は、確定拠出年金への掛金支払額であります。

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、非積立型の確定給付制度（退職一時金制度であります）及び確定拠出制度を採用しております。

2. 確定給付制度

(1)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	1,935,442千円
勤務費用	201,327千円
退職給付の支払額	△177,317千円
期末における退職給付債務	1,959,451千円

(2)退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

積立型制度の退職給付債務	—
年金資産	—
非積立型制度の退職給付債務	1,959,451千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,959,451千円
退職給付引当金	1,959,451千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,959,451千円

(3)退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	201,327千円
確定給付制度に係る退職給付費用	201,327千円

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、172,593千円でありました。

(表示方法の変更)

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。）を当事業年度より適用し（ただし、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めを除く。）、（退職給付関係）注記の表示方法を変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っており、（退職給付関係）の注記の組替えは行っておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生的主要原因別内訳

(単位：千円)

	前事業年度 (平成25年3月31日現在)	当事業年度 (平成26年3月31日現在)
繰延税金資産		
減損損失	837,121	833,243
退職給付引当金	693,199	698,348
未払事業税	154,219	335,386
賞与引当金	280,855	287,721
連結法人間取引（譲渡損）	264,269	141,925
投資有価証券評価損	128,953	128,953
繰延資産	157,330	121,437
出資金評価損	114,425	116,888
未払社会保険料	43,411	38,787
器具備品	33,316	33,316
役員退職慰労引当金	24,920	28,611
その他	29,627	24,709
繰延税金資産小計	2,761,651	2,789,330
評価性引当額	△ 1,323,069	△ 1,200,725
繰延税金資産合計	1,438,582	1,588,604
繰延税金負債		
連結法人間取引（譲渡益）	2,428,233	2,428,233
その他有価証券評価差額金	257,138	273,883
その他	1,888	1,888
繰延税金負債合計	2,687,261	2,704,006
繰延税金負債の純額	1,248,679	1,115,401

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第10号）が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないこととなりました。これに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異について前事業年度の38.01%から35.64%に変更されております。

この変更による影響は軽微であります。

（セグメント情報等）

〔セグメント情報〕

当社は、資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

〔関連情報〕

1. サービスごとの情報

単一のサービス区分の営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2.地域ごとの情報

（1）営業収益

内国籍投資信託又は本邦顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3.主要な顧客ごとの情報

営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

該当事項はありません。

（関連当事者情報）

1. 関連当事者との取引

（ア）財務諸表提出会社の子会社

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	Daiwa Asset Management (Singapore) Ltd.	Singapore	133	金融商品取引業	(所有) 直接100.0	経営管理	債務保証 (注)	1,591,590	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) シンガポール通貨庁（MAS）に対する当社からの保証状により、当該関連当事者の債務不履行等に関するMASへの損害等に対して保証しております。なお、債務総額は当該関連当事者の総運用資産額に応じて保証状にて定められております。

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	Daiwa Asset Management (Singapore) Ltd.	Singapore	133	金融商品取引業	(所有)直接100.0	経営管理	債務保証(注)	1,719,900	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) シンガポール通貨庁（MAS）に対する当社からの保証状により、当該関連当事者の債務不履行等に関するMASへの損害等に対して保証しております。なお、債務総額は当該関連当事者の総運用資産額に応じて保証状にて定められております。

(イ) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金または出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社をもつ会社	大和証券(株)	東京都千代田区	100,000	金融商品取引業	—	証券投資信託受益証券の募集販売	証券投資信託の代行手数料	20,510,864	未払手数料	2,758,584
同一の親会社をもつ会社	(株)大和総研ビジネス・イノベーション	東京都江東区	3,000	情報サービス業	—	ソフトウェアの開発	ソフトウェアの購入	1,205,721	未払費用	82,519
同一の親会社をもつ会社	大和プロパティ(株)	東京都中央区	100	不動産管理業	—	本社ビルの管理	不動産の賃借料	1,194,567	長期差入保証金	971,157
									未収入金	511,559

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 証券投資信託の代行手数料については、証券投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から代理事務に係る手数料として代行手数料を支払います。手数料率については、一般取引先に対する取引条件と同様に決定しております。
- (2) ソフトウェアの購入については、市場の実勢価格を勘案して、その都度交渉の上、購入価格を決定しております。
- (3) 差入保証金および賃借料については、近隣相場等を勘案し、交渉の上、決定しております。

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金または出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社をもつ会社	大和証券(株)	東京都千代田区	100,000	金融商品取引業	—	証券投資信託受益証券の募集販売	証券投資信託の代行手数料	25,994,992	未払手数料	3,216,077
同一の親会社をもつ会社	(株)大和総研ビジネス・イノベーション	東京都江東区	3,000	情報サービス業	—	ソフトウェアの開発	ソフトウェアの購入	678,054	未払費用	393,881

同一の親会社をもつ会社	大和プロパティ(株)	東京都中央区	100	不動産管理業	—	本社ビルの管理	不動産の賃借料	978,984	長期差入保証金	971,157
-------------	------------	--------	-----	--------	---	---------	---------	---------	---------	---------

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 証券投資信託の代行手数料については、証券投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から代理事務に係る手数料として代行手数料を支払います。手数料率については、一般取引先に対する取引条件と同様に決定しております。
- (2) ソフトウェアの購入については、市場の実勢価格を勘案して、その都度交渉の上、購入価格を決定しております。
- (3) 差入保証金および賃借料については、近隣相場等を勘案し、交渉の上、決定しております。

2. 親会社に関する注記

(株)大和証券グループ本社（東京証券取引所、名古屋証券取引所に上場）

（1株当たり情報）

前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)		当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	
1株当たり純資産額	13,506.24円	1株当たり純資産額	14,705.91円
1株当たり当期純利益	2,694.91円	1株当たり当期純利益	3,882.07円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

(注) 2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
当期純利益（千円）	7,029,755	10,126,492
普通株式の期中平均株式数（株）	2,608,525	2,608,525

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ① 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ② 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ③ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行なうこと。
- ④ 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- ⑤ 上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5 【その他】

a. 定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項

提出日前1年以内において、定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項に該当する事実はありません。

b. 訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼすことが予想される事実

訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼすことが予想される事実はありません。

第2 【その他の関係法人の概況】

1 【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

- ① 名称 株式会社りそな銀行
- ② 資本金の額 279,928百万円（平成26年3月末日現在）
- ③ 事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

- ① 名称 日の出証券株式会社
 - ② 資本金の額 4,650百万円（平成26年3月末日現在）
 - ③ 事業の内容
- 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

2 【関係業務の概要】

受託会社は、信託契約の受託者であり、委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処分、信託財産の計算等を行いません。なお、外国における資産の保管は、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行なう場合があります。

販売会社は、受益権の募集の取扱い、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金・償還金・一部解約金の支払いに関する事務等を行いません。

3 【資本関係】

該当事項はありません。

<再信託受託会社の概要>

名称：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

資本金の額：51,000百万円（平成26年3月末日現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原信託契約にかかる信託事務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

第3 【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が関東財務局長に提出されております。

（提出年月日）	（書類名）
平成26年2月27日	臨時報告書
平成26年5月9日	有価証券届出書・同添付書類、有価証券報告書（第4特定期間）・ 同添付書類
平成26年5月29日	臨時報告書

独立監査人の監査報告書

平成26年5月26日

大和証券投資信託委託株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	高波 博之	印
--------------------	-------	-------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	貞廣 篤典	印
--------------------	-------	-------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	内田 和男	印
--------------------	-------	-------	---

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている大和証券投資信託委託株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第55期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大和証券投資信託委託株式会社の平成26年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注)2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成26年9月19日

大和証券投資信託委託株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 貞廣 篤典 印
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 小林 英之 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているアジア高利回り社債ファンド（為替ヘッジあり／毎月決算型）の平成26年2月18日から平成26年8月18日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アジア高利回り社債ファンド（為替ヘッジあり／毎月決算型）の平成26年8月18日現在の信託財産の状況及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

大和証券投資信託委託株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- (注) 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。